

岩国市障害者計画

(障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

(案)

令和5年12月

岩国市

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景（国の障害者施策の流れ）	1
2 計画策定の趣旨	5
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	7

第2章 岩国市の障害者を取り巻く現状

1 人口動態	9
2 身体障害者の現状	11
3 知的障害者の現状	14
4 精神障害者の現状	15
5 難病患者の現状	16
6 障害者アンケート結果に見る障害者のニーズ	17
7 事業所等アンケート結果に見る現状と課題	23

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	27
2 基本目標	27
3 施策体系	28

第4章 重点施策の現状と課題及び主な取り組み

I―1 相談支援体制の強化	29
I―2 障害者への情報提供と障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進	33
I―3 障害児への療育と保護者への支援体制の充実	37
I―4 障害者の雇用促進と就労支援	41
II―1 障害者への理解と差別解消の促進	46
II―2 社会活動への参加と共生の推進	51
II―3 権利擁護の推進	55
II―4 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	57
II―5 地域移行の推進と障害者の居住の安定	58

第5章 成果目標と活動指標の設定

(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

1 令和8年度の成果目標	59
2 障害福祉サービスの見込量	68
3 障害児福祉サービスの見込量	77
4 地域生活支援事業の見込量	80
5 市独自事業の見込量	85

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	87
2 計画の進捗管理	88

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景（国の障害者施策の流れ）

(1) 障害者計画にかかる動向

障害者施策は、昭和45(1970)年に「心身障害者対策基本法」によって、基本的な法律が成立しました。その後、「国際障害者年」(昭和56(1981)年)等の国際的な動きを経て、昭和57(1982)年に国内では障害者施策に関して初めての本格的な長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定、平成5(1993)年にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障害者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成5(1993)年に「障害者基本法」として、障害者の自立と社会参加の促進、精神障害者を障害者の範囲に加えるなど大きく改正され、平成14(2002)年度には「障害者基本法」に基づき「障害者基本計画」が策定されました。「障害者基本計画」は、平成24(2012)年度までの10年間を計画期間として、障害の有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」とすることが掲げられ、障害のある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備に取り組んできました。「障害者基本法」は平成16(2004)年に改正され、各自治体における『障害者計画』の策定義務化等が規定されました。

平成15(2003)年から、身体障害、知的障害児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」に変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成17(2005)年10月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。これにより、『障害福祉計画』の策定も各自治体に義務づけられました。

平成23(2011)年には、「障害者基本法」が防災・防犯、消費者としての障害者の保護を加えるなど一部修正される中、「障害者自立支援法」に代わり、難病等を障害者の定義に加えること、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護と地域移行支援の利用対象の拡大、「障害支援区分」への見直しなどを主な内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が平成25(2013)年に施行されました。

また、平成30(2018)年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(改正障害者総合支援法)」が施行され、自立生活援助や就労定着支援、共生型サービスの創設等とともに、近年増加している医療的ケア児への支援体制の整備等、障害児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るため、『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

(2)近年の障害者に関するその他の法整備

障害者の人権や権利に関しては、虐待を受けた障害者の保護や、養護者に対する支援の措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が平成24(2012)年に施行されました。また、差別の解消を推進し、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消に関する法律(障害者差別解消法)」が平成25(2013)年に制定されるなど、関係する国内法の整備が進み、我が国では、平成26(2014)年に障害者の人権や基本的自由の享有を確保する障害者に関する国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。その後、平成28(2016)年4月には、障害者差別解消法が施行され、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止(民間事業者は努力義務)等が盛り込まれました。

障害者の雇用・就労に関しては、平成25(2013)年に、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」が施行されました。また、同年、雇用分野の障害者差別を禁止するための措置等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(障害者雇用促進法)」が改正されました。同法では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務付けており、平成30(2018)年4月からは、それまでの身体障害者、知的障害者のほか、精神障害者についても法定雇用率の算定基礎に加えることとなり、法定雇用率も民間企業2.2%、国及び地方公共団体2.5%にそれぞれ引き上げられました。さらに令和3(2021)年3月にはそれぞれ0.1%ずつ引き上げられ、令和5(2023)年4月からは、民間企業2.7%(ただし、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5(2023)年度においては2.3%で据え置き、令和6(2024)年度から2.5%、令和8(2026)年度から2.7%と段階的に引き上げ)、国及び地方公共団体3.0%(段階的引き上げは民間と同様)となっています。

障害の特性に応じた様々な法整備も進んでおり、平成27(2015)年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病に関する医療や施策の基本的指針が定められました。また、平成28(2016)年には「発達障害者支援法の一部を改正する法律(改正発達障害者支援法)」が成立し、発達障害の疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。

平成30(2018)年に2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(改正バリアフリー法)」が施行されました。また、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

さらに、令和4(2024)年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が制定され、障害者基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

【障害者施策関連法令などの動向】

年	国の動き
平成 15 年 (2003 年)	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年 (2005 年)	○発達障害者支援法 施行 ・発達障害の定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年 (2006 年)	○障害者自立支援法 施行 ・3障害に係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・就労支援の抜本的な強化 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律『バリアフリー新法』施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ○[改正] 教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 19 年 (2007 年)	★障害者権利条約署名
平成 21 年 (2009 年)	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年 (2010 年)	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障害を対象として明示
平成 23 年 (2011 年)	○[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定及び障害者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年 (2012 年)	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障害児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律『障害者虐待防止法』施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年 (2013 年)	○障害者総合支援法 施行(障害者自立支援法の改正) ・基本理念の制定 ・障害者の範囲見直し(難病などを追加) ○国等による障害者の就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律『障害者優先調達推進法』施行 ・国などに障害者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画(第3次)の策定
平成 26 年 (2014 年)	★障害者権利条約批准
平成 27 年 (2015 年)	○難病の患者に対する医療等に関する法律 施行

年	国の動き
平成 28 年 (2016 年)	○障害者差別解消法 施行 ・障害を理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ○[改正] 発達障害者支援法 施行 ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援
平成 29 年 (2017 年)	◆『『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)』発表 ●ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の策定 ・「心のバリアフリー」及び「ユニバーサルデザインの街づくり」
平成 30 年 (2018 年)	●障害者基本計画(第4次)の策定 ○[改正] 障害者総合支援法及び児童福祉法 施行 ・障害児福祉計画策定の義務付け ・サービスの新設(就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援)等 ○[改正] バリアフリー法 施行 ○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 施行 ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.2%、国や地方公共団体など 2.5%、都道府県などの教育委員会 2.4%へ
令和 3 年 (2021 年)	◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.3%、国や地方公共団体など 2.6%、都道府県などの教育委員会 2.5%へ
令和 4 年 (2022 年)	○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律『障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法』施行
令和 5 年 (2023 年)	●障害者基本計画(第5次)の策定 ◆障害者雇用率引き上げ(令和6年度から8年度にかけての段階的引き上げ) ・民間企業 2.7%、国や地方公共団体など 3.0%、都道府県などの教育委員会 2.9%へ

★:条約関係 ○:法令関係 ●:計画関係 ◆:施策関係 ・:内容の説明

2 計画策定の趣旨

障害者基本法の理念に則り、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、共に支えあいながら暮らすことができる共生社会の実現が求められる中、本市では平成18年度以降、「岩国市障害者計画」として、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法(平成25年からは障害者総合支援法)に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定し、定期的な見直しを行いながら、障害者施策を総合的、計画的に推進してきました。

また、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた施策展開が求められる中、平成28年5月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられたことを受け、平成29年度以降は上記2計画に「障害児福祉計画」を加え、3計画一体の計画として、障害のある人が自ら望む地域生活を実現するための支援や、障害のある児童の支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ってきました。

令和3年3月に策定した「岩国市障害者計画(障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)」(以下「前計画」という。)は、この度、計画期間満了の時期を迎えましたが、令和5年3月には国の「障害者基本計画(第5次)」が策定されるとともに、同年4月には、直近の障害者福祉施策の動向等を踏まえ、前計画策定の基礎となった「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)の一部改正が行われました。

そこで、本市においても、このような国の動向やこれまでの取り組みの成果と課題を踏まえながら、計画の見直しを行う必要があります。障害者施策に係る基本的な理念や原則を再確認するとともに、障害のある人を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応した新たな「岩国市障害者計画(障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

※本計画における「障害者」とは

手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等があるために、継続的に日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける人や不自由な状態にある人をいいます。また、特に「障害児(障害のある18歳未満の児童)」と区別していない場合には、年齢を問いません。

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)と、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

「障害者計画」は、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は、生活支援や雇用・就労、住まいにかかわる各種福祉サービスの見込量や提供体制について記載したものです。

■障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

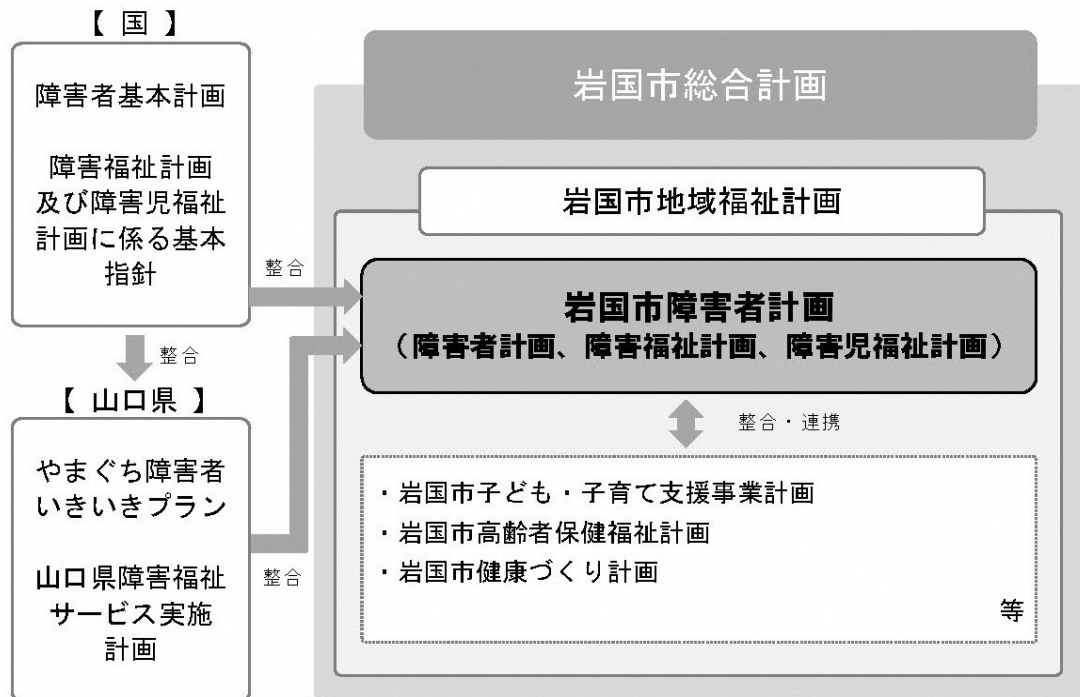
	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	(第5次)障害者基本計画 (令和5年度～令和9年度)	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
県	やまぐち障害者いきいき プラン (2024年度～2029年度)	山口県障害福祉サービス実施計画 (第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画) (令和6年度～令和8年度)	
岩国市	岩国市障害者計画(障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)		

■障害者計画と障害福祉計画と障害児福祉計画の関係

障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
障害者基本法に基づき、以下の各分野にわたって障害者福祉サービスにかかわる諸施策の総括的な計画です。 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 2. 安全・安心な生活環境の整備 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 4. 防災、防犯等の推進 5. 行政等における配慮の充実 6. 保健・医療の推進 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 8. 教育の振興 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際社会での協力・連携の推進	「自立した生活の支援」にかかわる以下にあげる諸事業等の具体的なサービス見込量等を設定するものです。 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・地域生活支援事業 ・障害児通所支援 ・障害児相談支援 ・市独自事業

また、本計画は、本市の上位計画である「岩国市総合計画」の個別計画として策定しており、「岩国市地域福祉計画」及び「岩国市子ども・子育て支援事業計画」等や、国の「障害者基本計画」、山口県の「やまぐち障害者いきいきプラン」等の関連する計画とも整合を図りながら、岩国市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

■他計画との関係



4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。ただし、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

5 計画の策定体制

(1) 障害者アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障害のある市民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、策定の基礎資料とするために、障害者アンケート調査を実施しました。

●障害者アンケート調査の実施概要

調査対象	① 障害者：令和5年7月1日現在、岩国市在住の19歳以上の障害のある人の中から無作為抽出した1,600人 ② 障害児：令和5年7月1日現在、岩国市在住の18歳以下の障害のある人の中から無作為抽出した150人
調査方法	郵送による配布回収
調査期間	令和5年7月12日(水)から令和5年7月31日(月)まで
回収結果	① 配布数：1,600件 有効回収数：699件(有効回収率：43.7%) ② 配布数：150件 有効回収数：58件(有効回収率：38.7%)

(2)事業所等アンケート調査の実施

障害者に関する事業所や団体の現状・課題ならびに今後の考えや方向性等を把握し、策定の基礎資料とするために、事業所等アンケート調査を実施しました。

●事業所等アンケート調査の実施概要

調査対象	本市内の①障害福祉サービス提供者、②障害児通所支援事業所、及び③発達障害関係団体
調査方法	郵送による配布回収
調査期間	令和5年7月12日(水)から令和5年7月31日(月)まで
回収結果	① 配布数：39件 有効回収数：16件(有効回収率：41.0%) ② 配布数：21件 有効回収数：8件(有効回収率：38.1%) ③ 配布数：4件 有効回収数：4件(有効回収率：100%)

(3)岩国市障害者計画策定委員会における協議

計画案を検討するため、岩国市障害者計画策定委員会を設置し、協議を行いました。策定委員会は、保健・医療・福祉の関係者のほか、障害者団体や当事者の代表者を委員とし、幅広い意見の集約を行いました。

(4)パブリックコメントの実施

令和6年1月4日から令和6年2月5日にかけて計画案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

第 2 章

岩国市の障害者を取り巻く現状

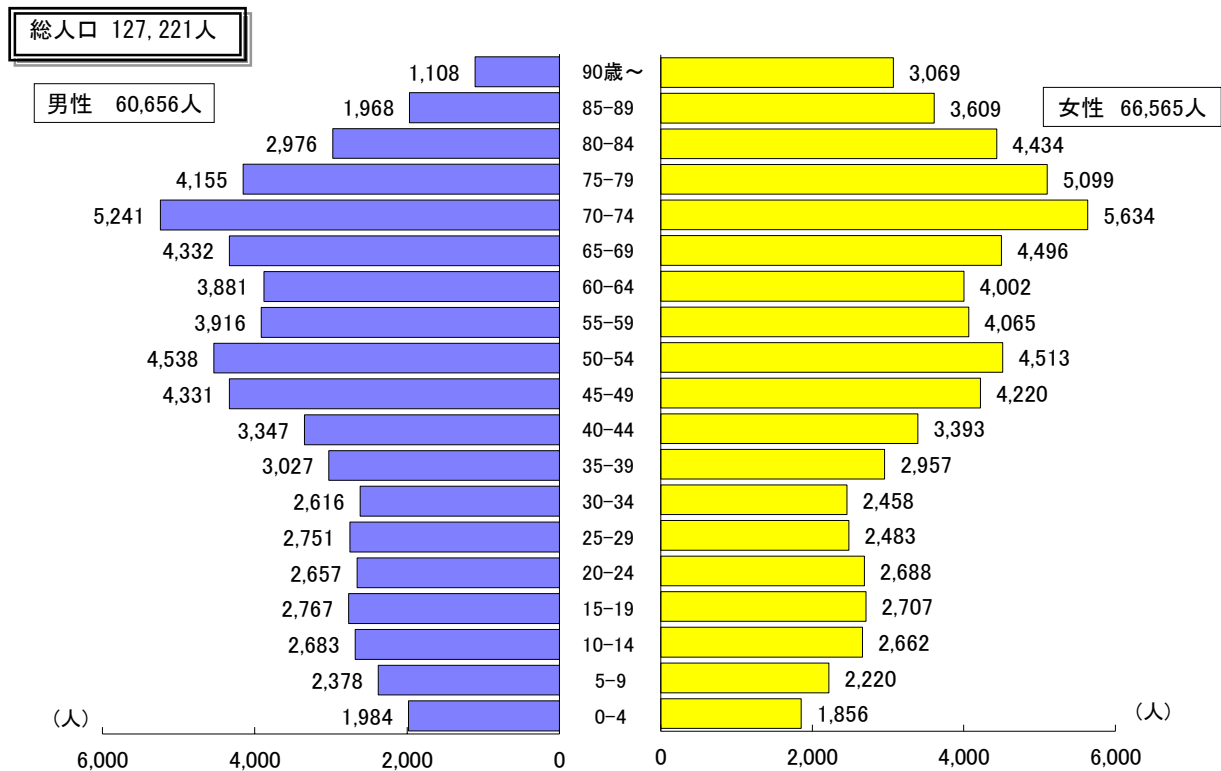
1 人口動態

(1) 人口ピラミッド

本市の人口は、令和5年10月1日現在で、男性60,656人、女性66,565人、合計127,221人となっています。

年齢階層別にみると、いわゆる団塊の世代が含まれる70代前半が最も多く、そのジュニア世代である50代前半がそれに次いで多くなっており、国と同じ2つのピークがある「つば型」の人口ピラミッドとなっています。

■人口ピラミッド（令和5年10月1日現在）



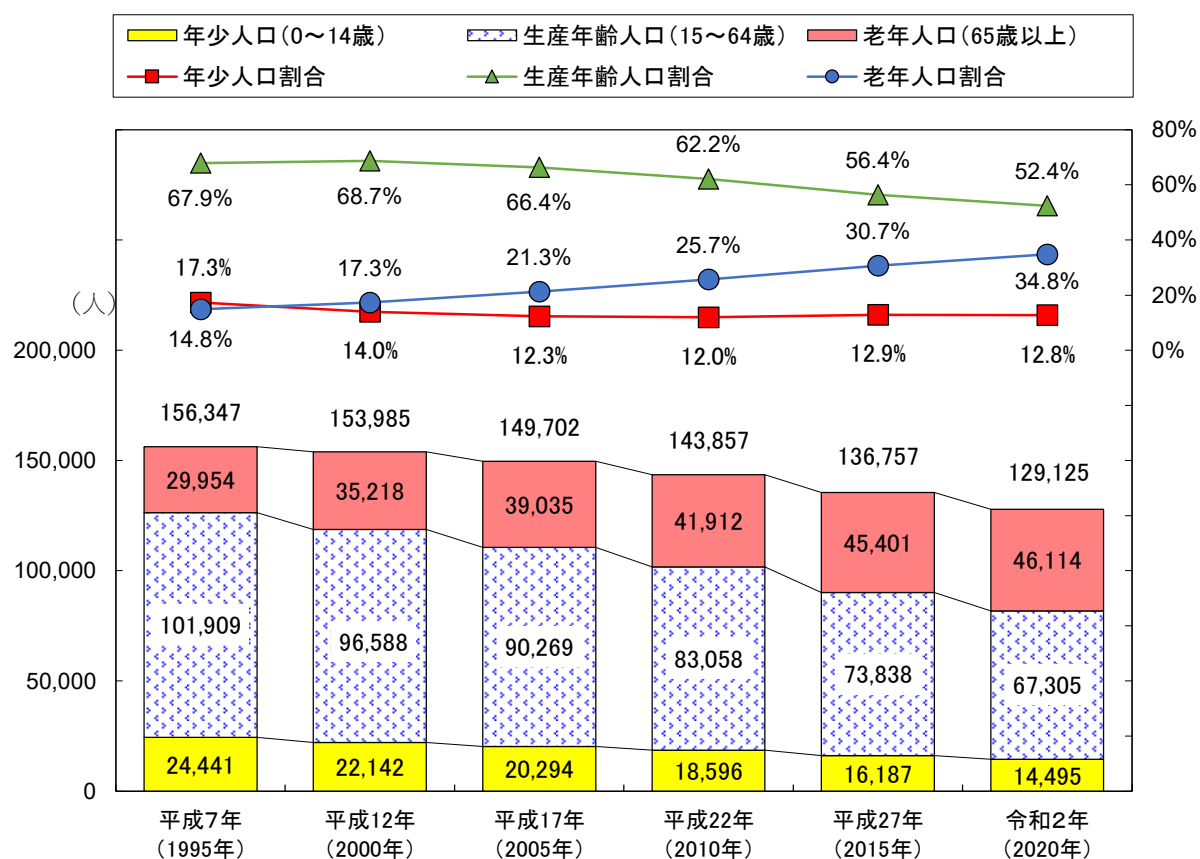
(令和5年10月1日現在)

資料:住民基本台帳

(2) 年齢3区分人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移していますが、年齢3区分別にみると、65歳以上の老年人口が増加を続ける一方、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少を続けており、少子高齢化が着実に進行しています。その結果、高齢化率(総人口に占める老年人口の割合)も上昇の一途をたどっており、平成7年の14.8%から令和2年の34.8%へと、25年間で20ポイント高くなっています。

■年齢3区分人口の推移



(各年10月1日現在)

※総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

2 身体障害者の現状

(1) 障害等級別・年齢階層別身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在5,272人で、うち65歳以上の高齢者が4,137人で全体の78.5%を占めています。

また、重度障害者(1、2級)は2,506人で、全体の47.5%を占めています。

身体障害者手帳所持者数（障害等級別・年齢階層別）

区分	0～17歳		18～64歳		65歳以上		全年齢	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
1 級	32	59.3	408	37.7	1,288	31.1	1,728	32.8
2 級	10	18.5	202	18.7	566	13.7	778	14.8
3 級	6	11.1	149	13.8	814	19.7	969	18.4
4 級	2	3.7	174	16.1	988	23.9	1,164	22.1
5 級	0	0.0	93	8.6	242	5.8	335	6.4
6 級	4	7.4	55	5.1	239	5.8	298	5.7
合 計	54	100.0	1,081	100.0	4,137	100.0	5,272	100.0

※令和5年4月1日現在

資料: 障害者支援課

(2) 障害種別・年齢階層別身体障害者手帳所持者数

障害者別に見ると、肢体不自由が4,130人(56.1%)最も多く、内部障害が2,136人(29.0%)でそれに続いています。

身体障害者手帳所持者数（障害種類別・年齢階層別）

区分	0～17歳		18～64歳		65歳以上		全年齢	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
視覚障害	2	2.3	132	8.3	385	6.8	519	7.1
聴覚障害	8	9.2	73	4.6	343	6.0	424	5.8
音声言語	1	1.1	43	2.7	106	1.9	150	2.0
肢体不自由	61	70.1	976	61.1	3,093	54.5	4,130	56.1
内部障害	15	17.2	374	23.4	1,747	30.8	2,136	29.0
合 計	87	100.0	1,598	100.0	5,674	100.0	7,359	100.0

※令和5年4月1日現在

資料: 障害者支援課

(3)障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は年々減少傾向にあり、令和4年度は平成30年度に比べると374人(6.6%)の減少となっています。

障害等級別に見ると、2級(11.1%)と4級(10.1%)の減少率が高くなっています。

障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	1,828	1,809	1,807	1,746	1,728
2 級	875	850	819	800	778
3 級	990	987	979	996	969
4 級	1,295	1,269	1,236	1,211	1,164
5 級	360	353	346	352	335
6 級	298	311	302	299	298
合 計	5,646	5,579	5,489	5,404	5,272

※各年度末現在

資料:障害者支援課

(4)障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

障害種別に平成30年度からの推移を見ると、年によるばらつきはありますが、内部障害は増加傾向、音声障害は横ばい、それ以外は減少傾向にあります。

障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

障害種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	630	600	555	540	519
聴覚障害	442	450	446	439	424
音声障害	154	150	144	153	150
肢体不自由	4,762	4,613	4,477	4,327	4,130
内部障害	2,071	2,099	2,127	2,125	2,136
合 計	8,059	7,912	7,749	7,584	7,359

※各年度末現在

資料:障害者支援課

(5)年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

平成30年度からの推移を年齢階層別に見ると、いずれの年齢階層も減少傾向にあります。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	67	62	61	61	54
18～64歳	1,229	1,178	1,144	1,097	1,081
65歳以上	4,350	4,339	4,284	4,246	4,137
合計	5,646	5,579	5,489	5,404	5,272

※各年度末現在

資料:障害者支援課

3 知的障害者の現状

(1) 障害程度別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、令和4年度末現在1,258人で、年々増加する傾向にあります。

障害程度別に見ると、重度のA判定よりも軽度のB判定の方が多く、平成30年度以降の増加率もB判定の方が高くなっています。

障害程度別療育手帳所持者数の推移 (単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	477	476	479	485	489
B判定	699	717	721	734	769
合 計	1,176	1,193	1,200	1,219	1,258

※各年度末現在

資料:障害者支援課

(2) 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

年齢階層別に見ても、すべての年齢階層を通じて増加傾向にあります。平成30年度からの増加率が最も高かったのは65歳以上(19.7%)で、療育手帳所持者の高齢化が進んでいることがわかります。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移 (単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	240	241	238	240	258
18～64歳	799	808	812	819	836
65歳以上	137	144	150	160	164
合 計	1,176	1,193	1,200	1,219	1,258

※各年度末現在

資料:障害者支援課

4 精神障害者の現状

(1) 障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年度末現在1,321人で、等級別に見ると2級が最も多く、令和4年度は全体の47.4%を占めています。

また、平成30年度からの推移を見ると、年によるばらつきはありますが、全体としては4年間で74人(5.9%)増加しています。障害等級別に見ると、1級は減少、2級は横ばい、3級は増加傾向にあります。

障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	184	171	184	170	169
2 級	622	609	564	613	626
3 級	441	446	460	512	526
合 計	1,247	1,226	1,208	1,295	1,321

※各年度末現在

資料:山口県精神保健福祉センター

(2) 自立支援医療(精神)利用者数の推移

本市の自立支援医療(精神)利用者数は、令和4年度末現在2,324人となっており、年によるばらつきはありますが、平成30年度末に比べ284人(13.9%)増加しています。

自立支援医療(精神)受給者数の推移 (単位:人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	2,040	2,048	2,216	2,190	2,324

※各年度末現在

資料:山口県精神保健福祉センター

5 難病患者の現状

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。

平成26年12月までは、難病のうち130の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514 疾患(11疾患群)が医療費助成制度の対象となっていました。

平成27年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。令和3年11月1日から、医療費助成制度の対象となる指定難病は338疾病、小児慢性特定疾病は762疾病となっています。

本市における令和4年度の特定疾患医療(指定難病)受給者証の所持者は1,101人となっています。

なお、平成25年4月からは、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障害福祉サービスが受けられるようになっていきます。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ130疾病が対象となっていました。上記指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の見直しを受け、障害者総合支援法の対象疾病も、平成27年以降段階的に拡大が図られており、令和3年11月1日からは、366疾病が対象となっています。

特定疾患医療受給者証件数（有資格者数） (単位:人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	1,031	1,047	1,121	1,075	1,101

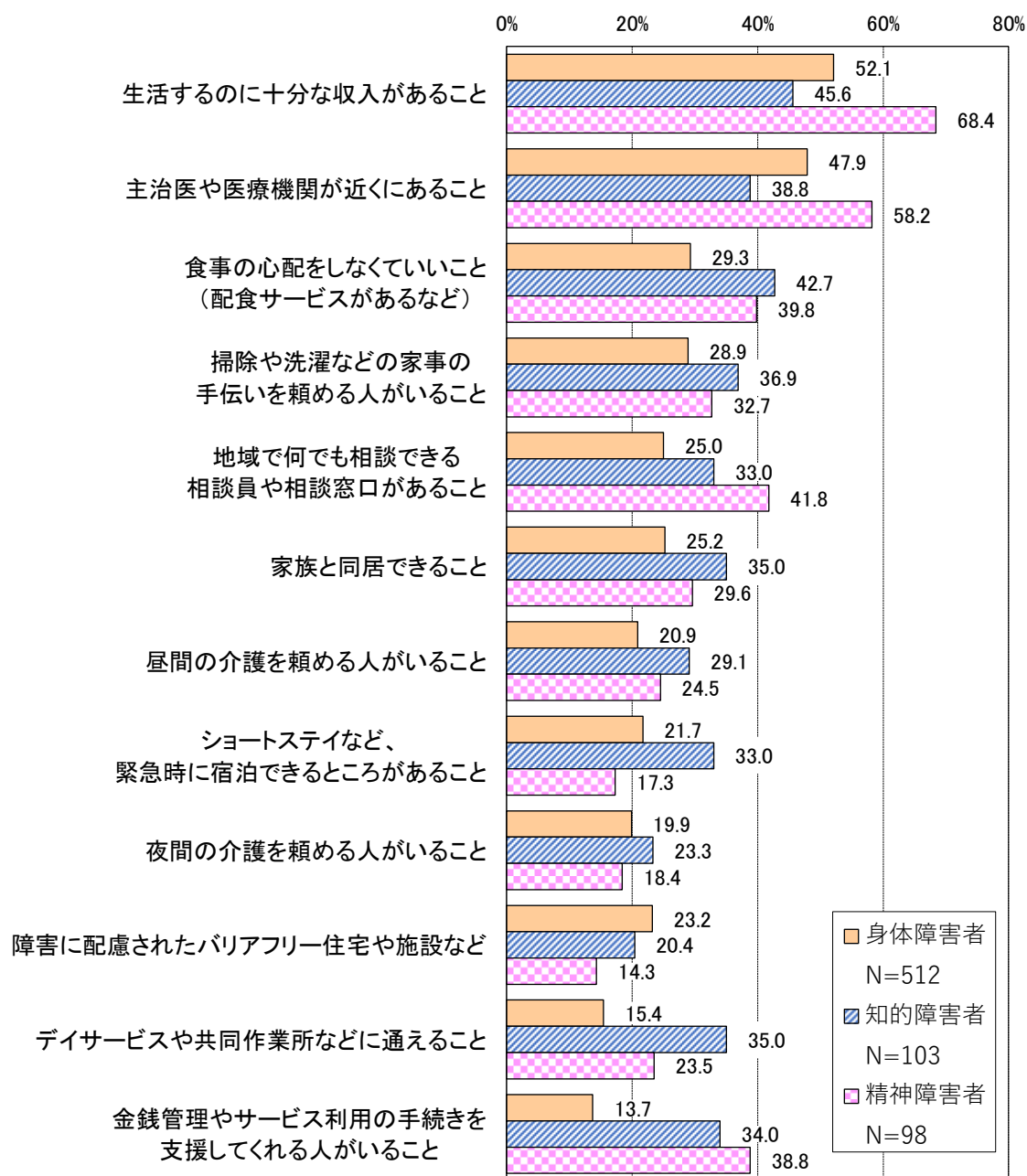
※各年度末現在

資料: 山口県健康福祉部健康増進課

6 障害者アンケート結果に見る障害者のニーズ

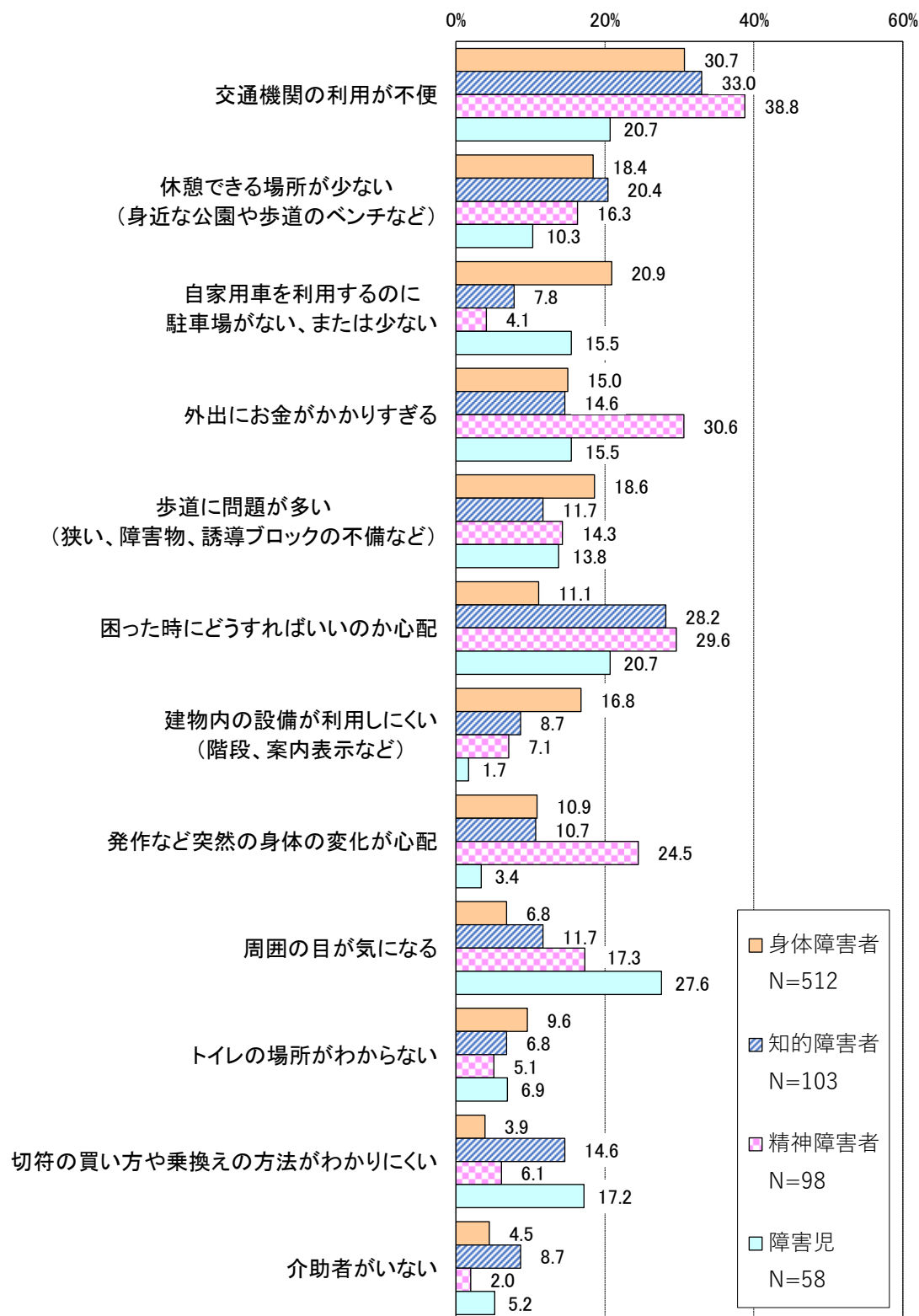
(1) 自宅や地域で安心して生活するために必要な支援や配慮

いずれの障害種別においても、「生活するのに十分な収入があること」や「主治医や医療機関が近くにあること」が上位にあがっていますが、知的障害者では「食事の心配をしなくていいこと(配食サービスがあるなど)」、精神障害者では「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること」も回答割合が高くなっています。



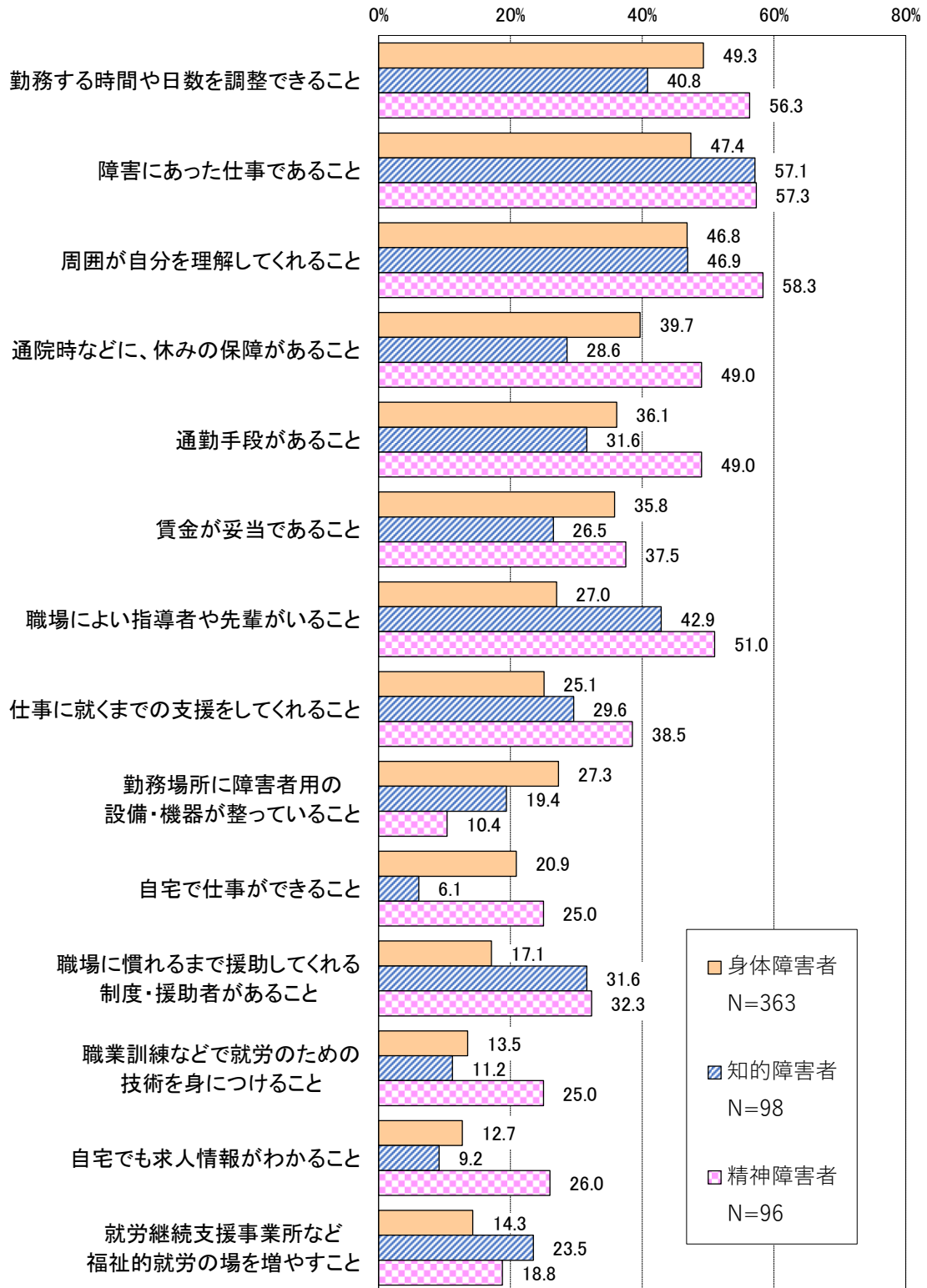
(2) 外出時に不便に感じたり困ること

障害者では「交通機関の利用が不便」、障害児では「周囲の目が気になる」がそれぞれもっと多くなっています。また、身体障害者では「自家用車を利用するのに駐車場がない、または少ない」、知的障害者では「困った時にどうすればいいのか心配」、精神障害者では「外出にお金がかかりすぎる」がそれぞれ2番目に高い割合となっています。



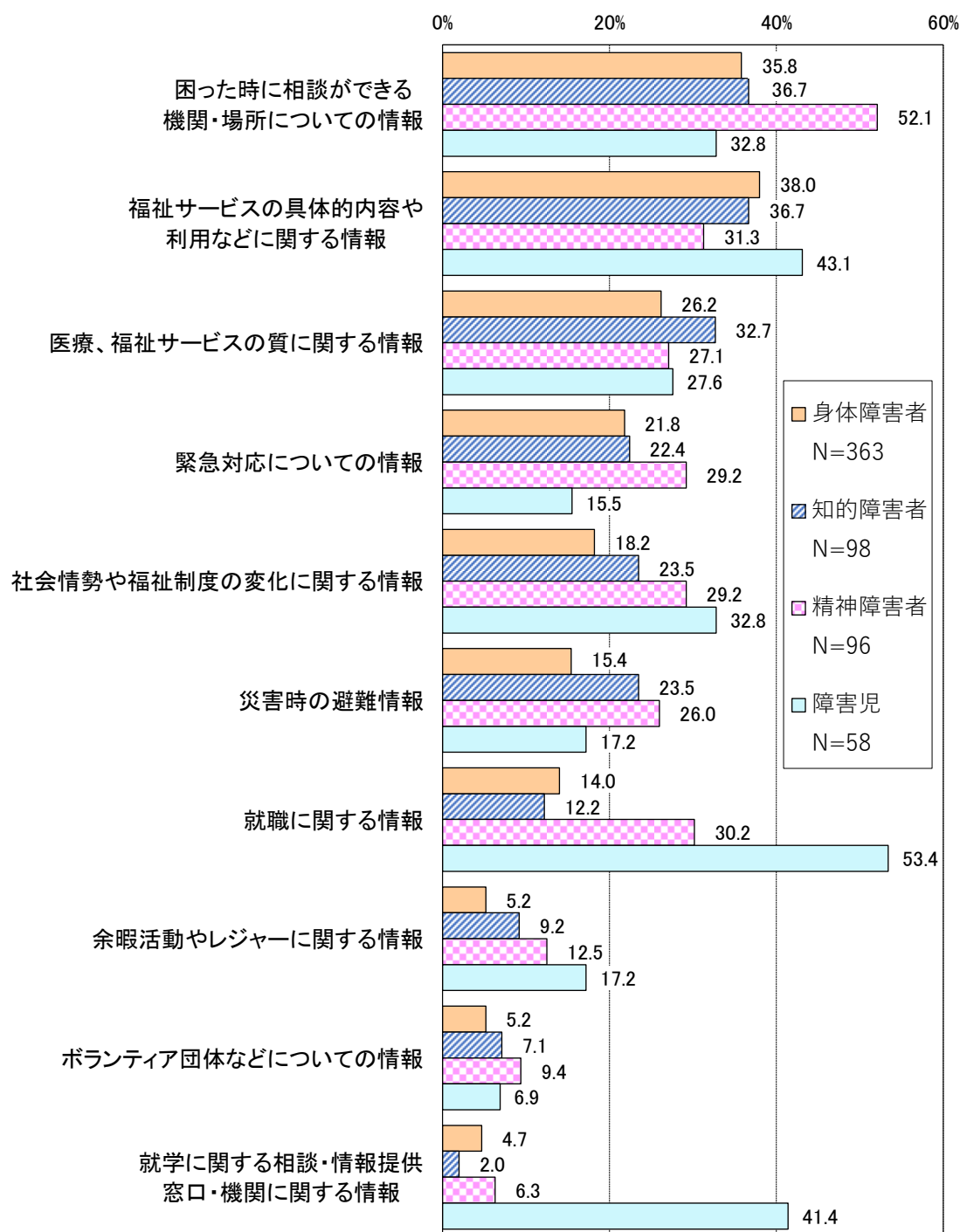
(3) 障害者が働くために、整っていることが大切だと思う環境

身体障害者では「勤務する時間や日数を調整できること」(49.3%)、知的障害者では「障害にあった仕事であること」(57.1%)、精神障害者では「周囲が自分を理解してくれること」(58.3%)がそれぞれ最も多くなっています。



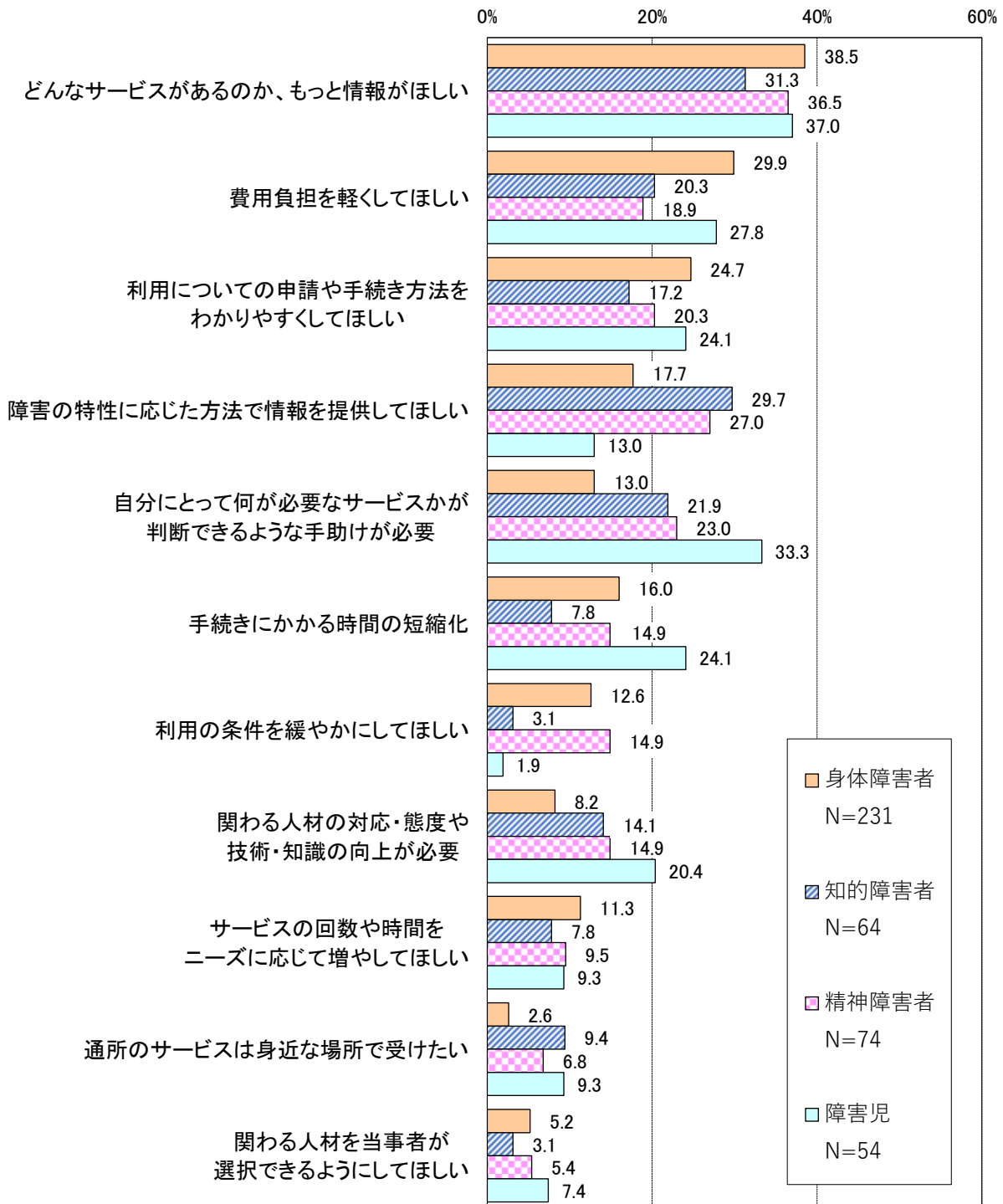
(4) 今後充実してほしい情報

「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」や「福祉サービスの具体的内容や利用などに関する情報」は、いずれの障害種別についても上位にあがっていますが、障害児では「就職に関する情報」が最も高い割合となっています。



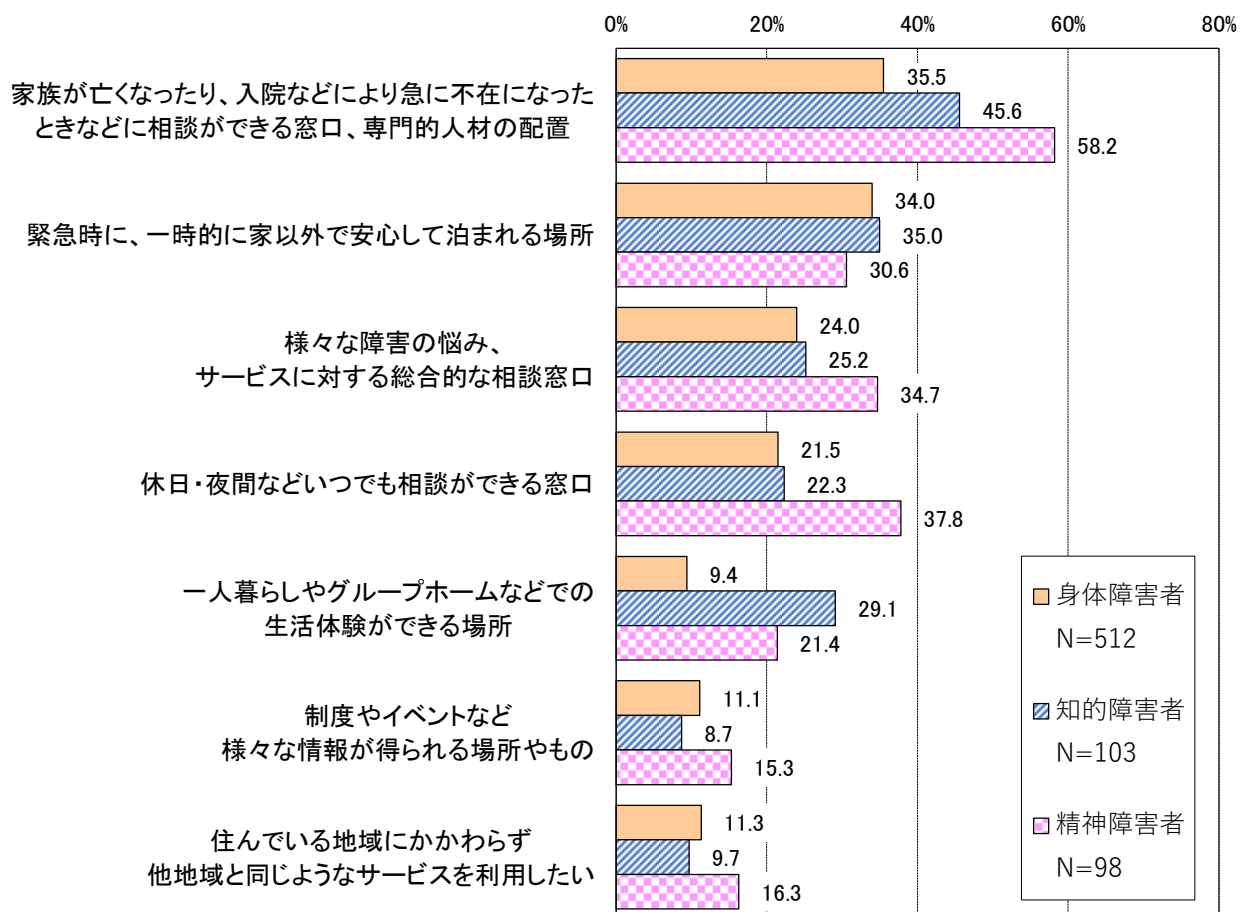
(5) 障害福祉サービスをより利用しやすくするために今後希望すること

「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」という項目はいずれの障害種別でも最上位となっていますが、身体障害者では「費用負担を軽くしてほしい」、知的障害者と精神障害者では「障害の特性に応じた方法で情報を提供してほしい」、障害児では「自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けが必要」がそれぞれ2番目に高い割合となっています。



(6) 住んでいる地域において、今後どのような支援を利用したいか

「家族が亡くなったり、入院などにより急に不在になったときなどに相談ができる窓口、専門的人材の配置」という項目はいずれの障害種別でも最上位となっていますが、身体障害者と知的障害者では「緊急時に、一時的に家以外で安心して泊まれる場所」、精神障害者では「休日・夜間などいつでも相談ができる窓口」がそれぞれ2番目に高い割合となっています。

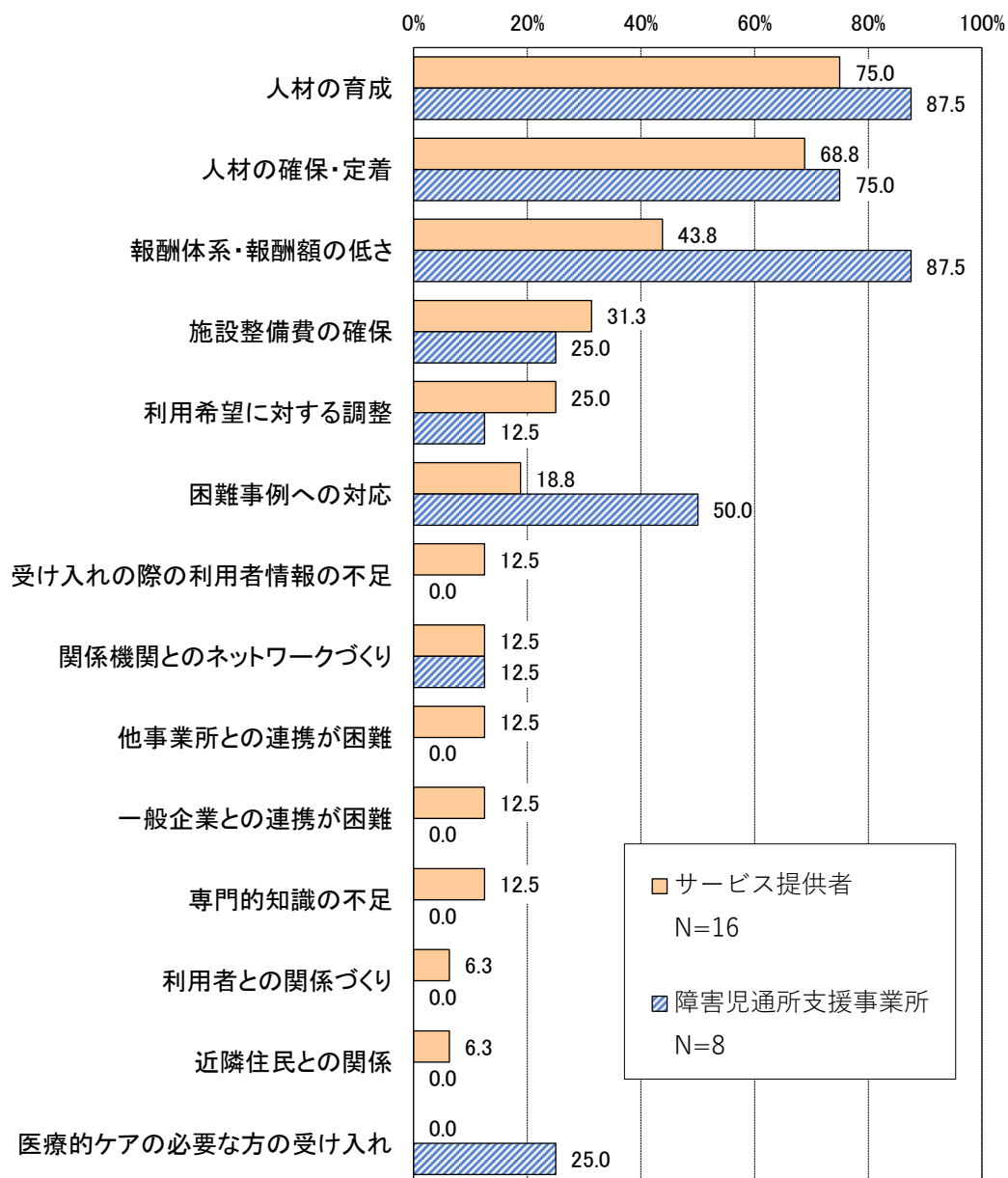


7 事業所等アンケート結果に見る現状と課題

(1) 事業所の運営において課題となっていること

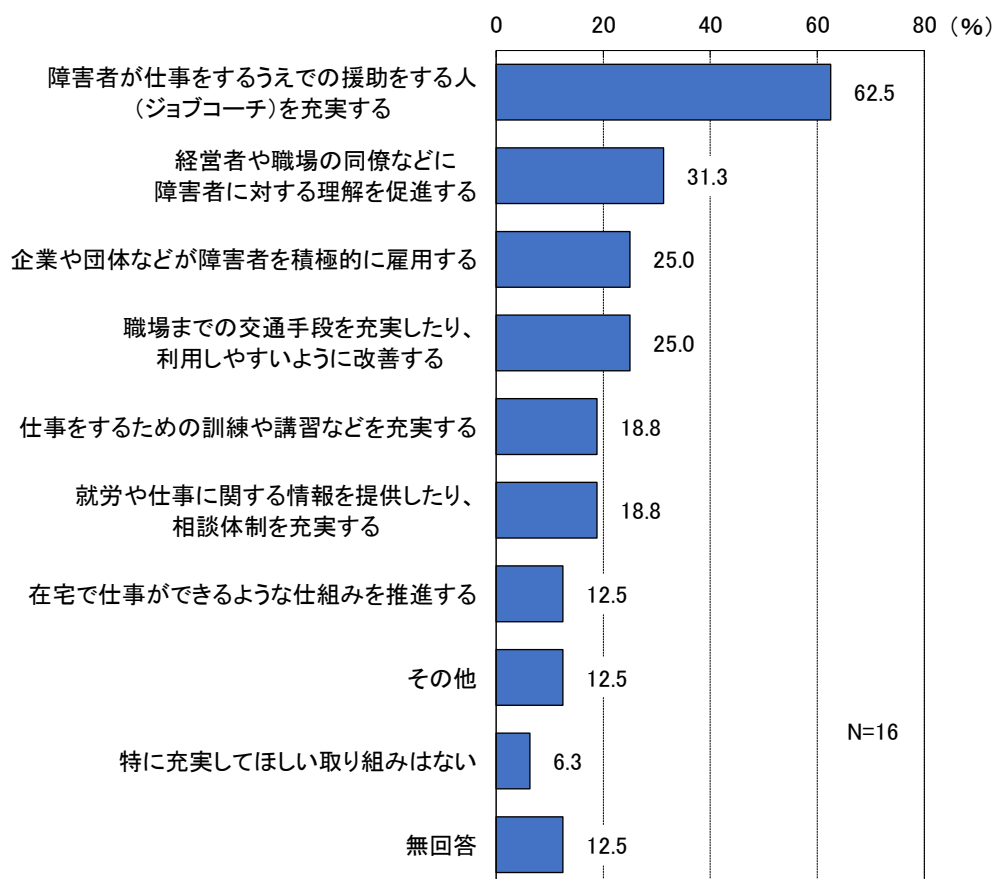
サービス提供者では、「人材の育成」が75.0%と最も多く、「人材の確保・定着」が68.8%でそれに続いています。

障害児通所支援事業所では、「人材の育成」および「報酬体系・報酬額の低さ」がともに87.5%と、ともに最も多くなっています。



(2) 障害のある人が働くにあたって、充実してほしい取り組み

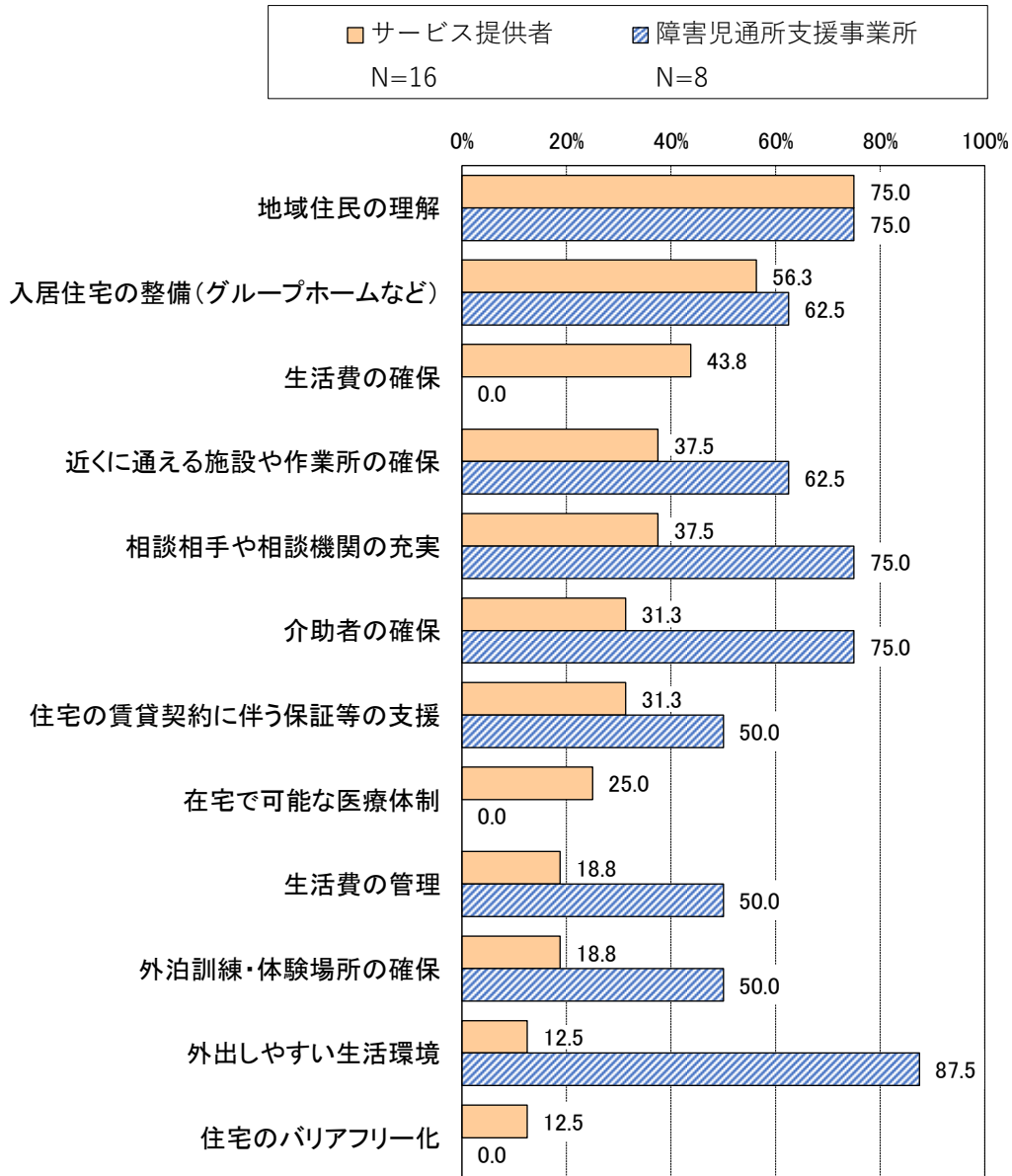
「障害者が仕事をするうえでの援助をする人(ジョブコーチ)を充実する」という回答がサービス提供者のうち62.5%と最も多く、次いで、「経営者や職場の同僚などに障害者に対する理解を促進する」が31.3%、「企業や団体などが障害者を積極的に雇用する」「職場までの交通手段を充実したり、利用しやすいように改善する」がともに25.0%でそれに続いています。



(3) サービス利用者が地域で生活する条件として必要だと思うこと

サービス提供者では、「地域住民の理解」が75.0%と最も多く、「入居住宅の整備(グループホームなど)」が56.3%でそれに続いています。

障害児通所支援事業所では、「外出しやすい生活環境」が87.5%と最も多く、「地域住民の理解」「相談相手や相談機関の充実」「介助者の確保」がともに75.0%でそれに続いています。



(4) 発達障害者関連団体から見た障害児等の支援ニーズと課題

発達障害者関連団体からは以下のような意見があがっています。

- 岩国地域に専門の療育機関が不足しているため、岩国医療センターがもっと活用できれば良い。
- 医療的ケア児の受け入れ先が少ない。
- 移動支援のできるヘルパーが減少している。自閉症に対応してもらえる事業所がないため、移動支援の利用ができない。
- 保育所等訪問支援事業で現在幼稚園に訪問してもらっているが、小学校に入っても小学校に訪問してほしいとの意見があった。
- 難聴専門指導員の確保。
- 幼児期から就労まで専門的な対応をできる機関が少なく、一貫性や継続性がない。
- 障害についての特性や対応、支援など人権についても特に特別支援教育に携わる教育者には積極的に研修してもらいたい。
- 学校教育と連携して支援を行うことができる体制の整備が必要。
- まだまだ、障害者を受け入れてくれる事業所が少ない。卒業後、就職しても相談できる場所が少なく(分からない)、長く勤めることが難しいケースがある。
- 就労先、本人(家族も含む)との調整役(ジョブコーチ等)の充実や専門性。モニタリングの頻度の見直しや長期目標、短期目標を視野に計画を立て、定期的に本人、関係機関等との話し合いの場を設け、目標への実現に向けた支援を考えていく体制。
- 発達障害に対する理解促進や共生社会の実現に向けた行政としての取り組みを充実させることが重要であると思います。特別なことではないということを広く多くの人に知ってほしいと思う。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

前計画では、障害のある人もない人も、お互いに一人の人間として尊重し合い、ともに暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、「障害者が自立し、安心して生活しているまち」を基本理念としていました。

今計画では、障害者が能力を発揮し、自らが希望するいきいきとした生活を送るために、情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進や、障害者への理解と差別解消の促進、権利擁護の推進やバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進などを重点施策として、新たに独立した項目を設けました。

本市の総合計画における施策目標の「高齢者や障害者が地域で安心していきいきと生活している」に従い、基本理念を以下のとおり「障害者が地域で安心していきいきと暮らすまち」とします。

障害者が地域で安心していきいきと暮らすまち

2 基本目標

上記基本理念を実現するため、第3次総合計画における障害者福祉分野の施策項目に合わせ、以下の2つの基本目標を設定します。

(1)基本目標Ⅰ：障害者が地域で自立するためのサービスの充実

障害者が安心して自立した生活を送れるよう、障害者の生活を支える障害福祉サービスや障害児療育の充実、障害福祉を担う人材の確保や育成を推進し、障害者が安心して自立した生活ができる地域社会の実現を図ります。

また、相談支援体制等を強化するとともに、福祉情報の情報発信にも努め、障害者の情報取得や円滑な意思疎通を支援することにより、社会活動の参加を実現します。

就労訓練事業の充実を図り、福祉的就労から一般就労への移行を促進します。関係機関や企業等との更なる連携強化を行い、本人の意向や特性にあった就労の実現、定着を図ります。

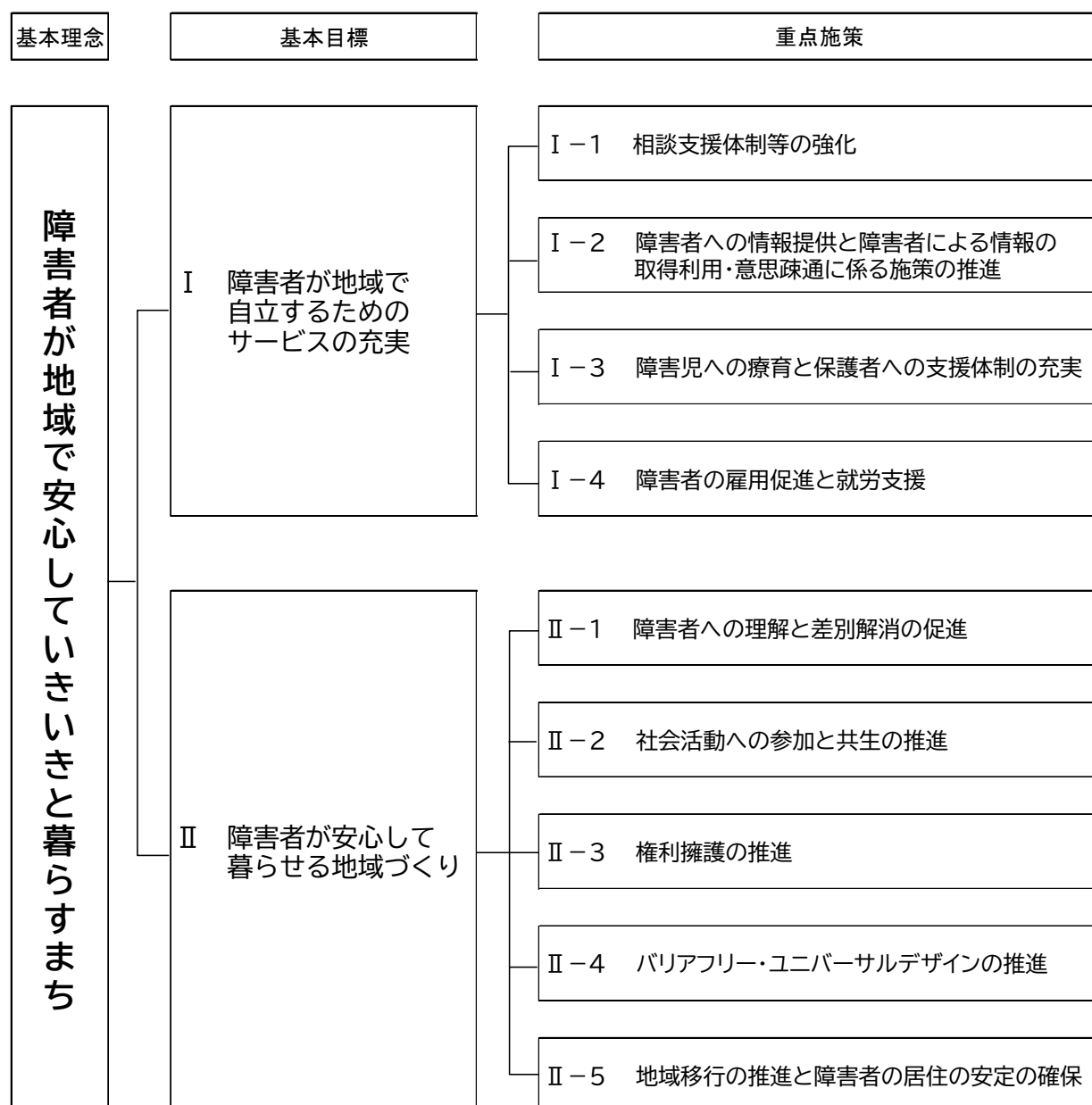
(2)基本目標Ⅱ：障害者が安心して暮らせる地域づくり

障害及び障害者への正しい理解を啓発し、心のバリアフリーを実現し、差別解消や虐待防止、成年後見制度等の権利擁護の取組を進め、地域共生社会を実現します。

障害者が身近な地域で暮らすことができる環境を整備するため、居住・訪問サービスの充実のほか、外出支援や公共施設のバリアフリー化を進めます。

3 施策体系

本市の現状やアンケート調査結果等に照らし、優先度の高い9つの施策を重点施策項目として設定し、第4章でその現状と課題及びそれに対する主な取り組みを定めます。



第 4 章

重点施策の現状と課題及び主な取り組み

I — 1 相談支援体制等の強化

現状と課題

障害者のもつ悩みや問題は、その障害者の障害の内容や障害程度、生活環境、年齢などいろいろな要因によって異なります。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の確立が必要であり、個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

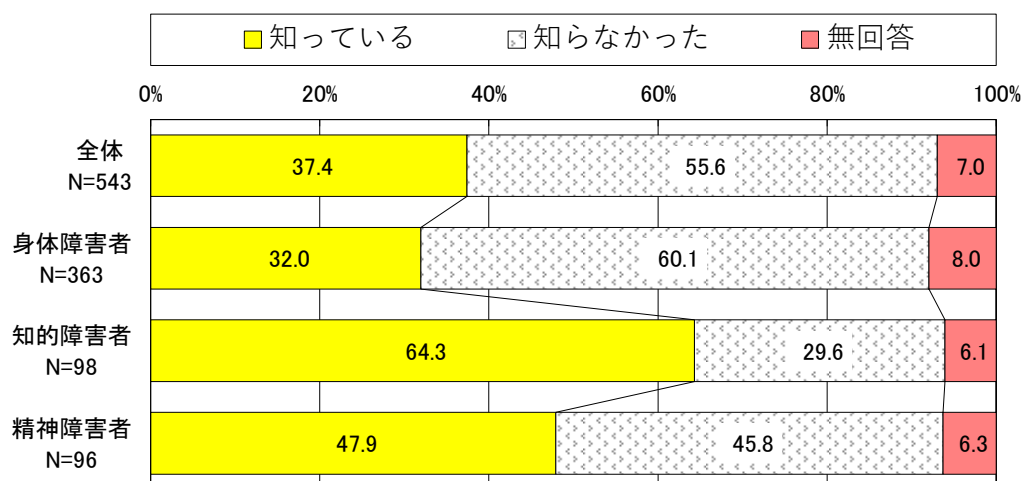
本市では、障害者支援課の窓口のほか、市内の各相談支援事業所が障害者とその家族からの相談に対応しており、その中核的な役割を果たす障害者基幹相談支援センターが定期的に市内の相談支援事業所を集め、事例共有、検討会などを開催し、相談支援の連携強化に努めています。

しかし、障害者アンケートの結果を見ると、相談支援事業を「知っている」と回答した障害者は全体の 37.4%にとどまっており(図1参照)、相談支援事業所の周知、啓発に努める必要があります。

また、事業所等アンケートの結果を見ると、人材の確保・定着・育成が大きな課題とされており(図2参照)、人材確保等が困難な状況が伺えます。障害福祉サービスを安定的に提供するためにも、障害福祉人材の確保等に向けた取り組みの強化が重要となってきます。

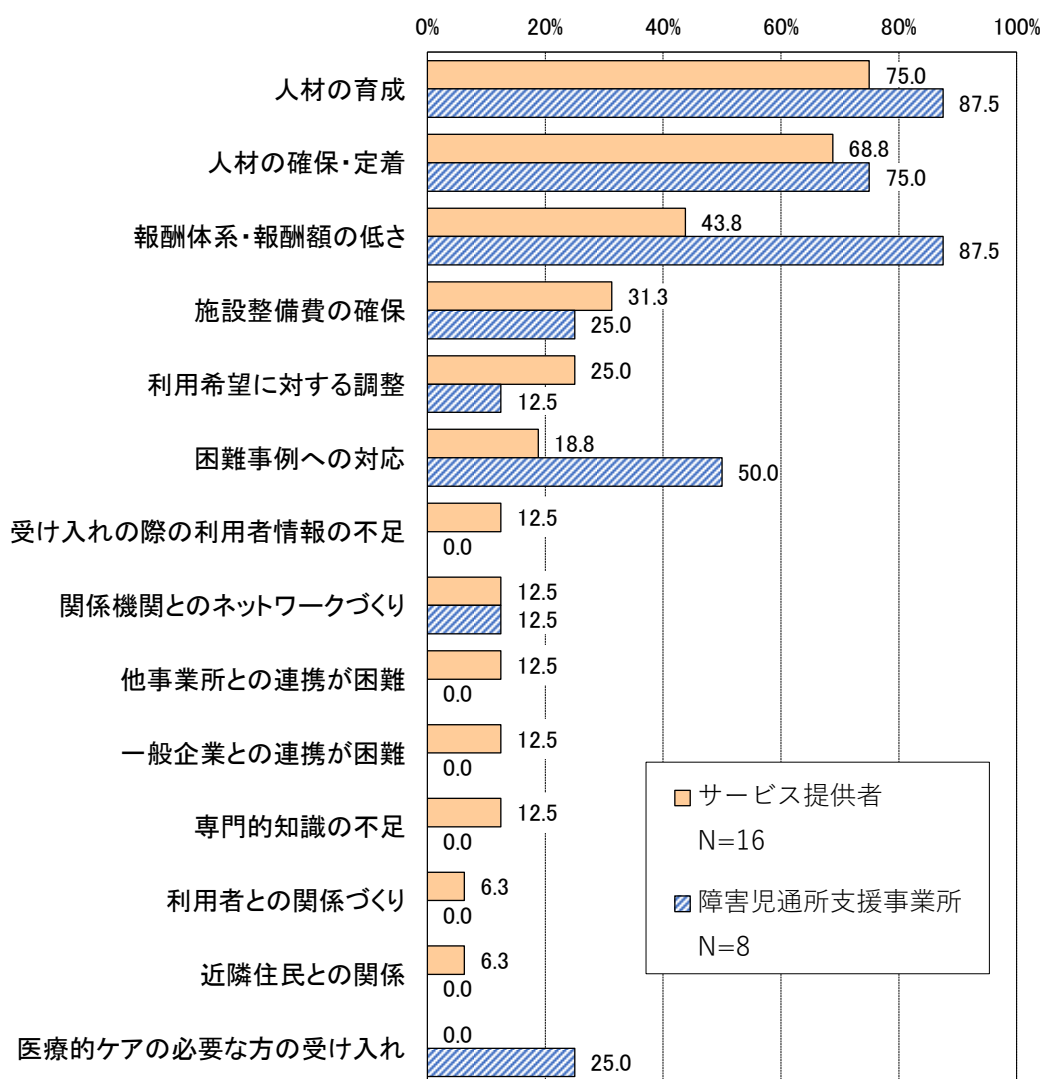
今後、障害者のニーズはさらに多様化することが予想されることから、障害者本人の自由な意思決定や主体性を尊重するとともに、適切にサービスを組み合わせ、身近な地域で一人ひとりにあったケアマネジメントを行える相談支援体制の整備が重要となります。また、障害福祉サービスを提供するための人材の確保・育成や障害者福祉に係る各機関の連携強化を図る必要もあります。これら諸課題に対して、地域の社会資源間のネットワークの核となる「岩国市障害者自立支援協議会」は、その設置以来、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図っていますが、今後もさらなる充実が望まれます。

図1 相談支援事業を知っているか



資料: 障害者アンケート調査結果

図2 事業所の運営において、課題となっていること(再掲)



資料: 事業所等アンケート調査結果

主な取り組み

1 相談支援体制の充実

相談支援事業所の利用促進のため、さらなる周知に努めます。

また、障害者相談支援事業の中心的な役割を担う、基幹相談支援センターの機能を拡充し、相談者の年齢や障害の種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した相談支援体制の充実を図るとともに、市内外の各種相談機関との連携強化に努めます。

2 障害者ケアマネジメント体制の充実

単に障害福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障害者のライフサイクルを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援の実現を目指します。

また、障害者本人の主体性や自由な意思決定を尊重し、セルフプランの検討を進めます。

3 相談支援専門員等の研修

定期的に市内の相談支援事業所を集めて、事例共有及び検討会等を開催し、各相談支援事業所間の共通理解を深めるとともに、相談員に対して困難案件の対応と解決のためのスキルアップを図ります。

4 包括的な相談支援体制の整備と地域づくりの推進

共生社会に実現に向けて、地域が抱える複合的な課題の解決のため、包括的な相談支援体制を整備し、関係機関での連携を強化します。

また、相談支援の個別支援を通じて表出した地域課題をもとに新たな社会資源を作り出すなど、地域の相談支援機関等との連携による地域づくりの推進を図ります。

5 障害福祉分野に関わる人材の確保

「ふれあいeタウンいわくに」等で障害福祉の魅力の発信を行い、幅広い人材の確保に努めるとともに、人材の定着に係る支援を実施します。

また、学生等に対し、市役所や障害福祉サービス事業者へのインターンシップや職場体験の機会の充実に努めます。

6 岩国市障害者自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化

岩国市障害者自立支援協議会を地域の社会資源間のネットワークの核として、地域が抱えている課題の解決や困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携のさらなる強化に努めます。

I — 2 障害者への情報提供と障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進

現状と課題

全ての障害者が、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加するためには、障害の種類や程度に関わらず福祉制度や生活に関するさまざまな情報を、必要なときに手に入れることができる情報提供の仕組みや内容の充実が必要です。

本市では、市報や市のホームページなどのほか、インターネットのホームページである「ふれあいeタウンいわくに」で、障害福祉サービス、地域の社会資源、地域活動など障害者にかかわる情報などを提供しています。

障害者アンケート結果をみると、福祉サービスなどの情報の入手方法として最も回答割合が高かったのは「市報・市のホームページ」ですが、障害種別にみると、知的障害者や精神障害者では「相談支援事業所」と答えた人の割合も高くなっています(図3参照)。それぞれの障害によって情報収集先が異なることにも配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられます。

また、行動の制約を伴う障害者にとって、インターネットやSNSは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっていることから、障害による利用機会等の格差が生じないよう配慮し、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

アンケート調査結果をみると、福祉サービスなどの情報の入手方法として「インターネット・SNS」という回答も多くなっていますが、障害種別にみると、知的障害者の回答割合は5.1%にとどまっており、障害種別による利用格差がうかがえる結果となっています(図3参照)。また、情報を入手する際に困っていることとしては、「どこに必要な情報があるのか分かりにくい」(33.7%)、「専門用語など、分からない言葉が多い」(18.2%)といった内容が上位にあがっており(図4参照)、今後はこれらに配慮した情報提供を行う必要があります。

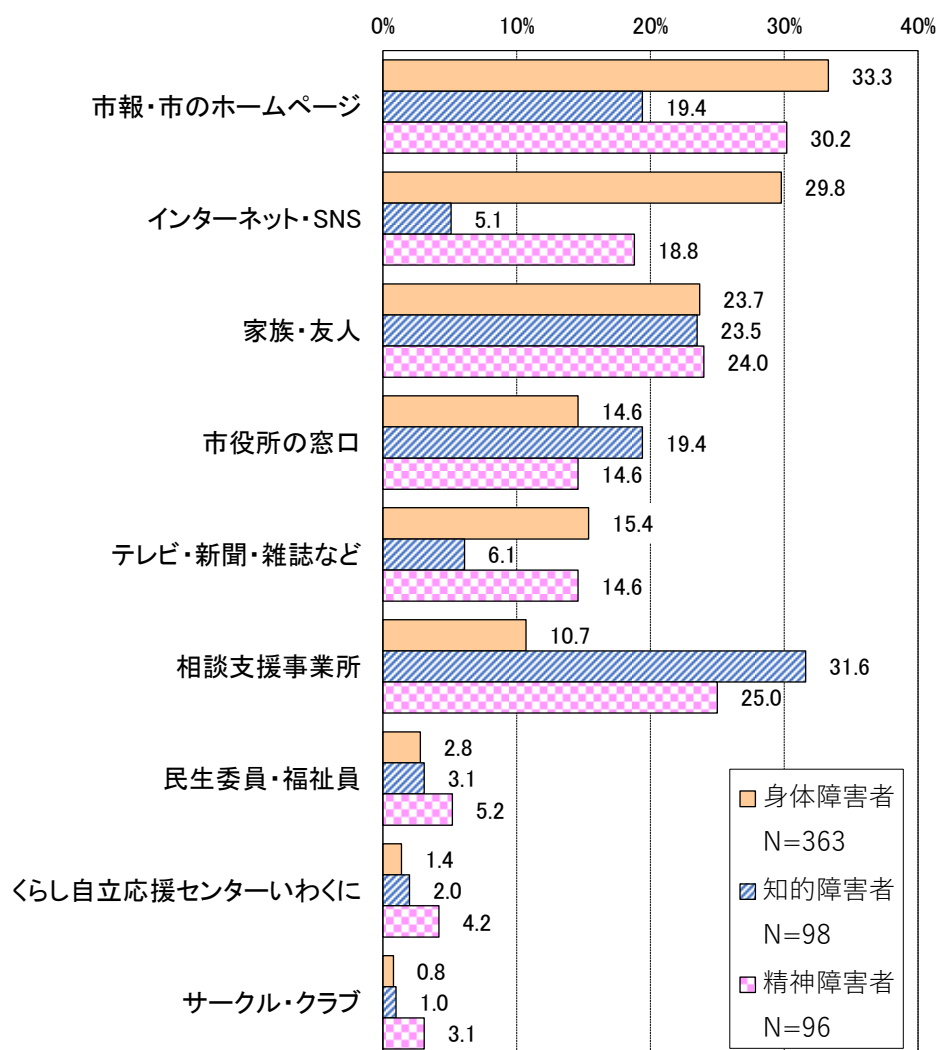
今後、スマートフォンを使ったインターネット等の利用啓発も含め、障害者がインターネットを活用し必要な情報を容易に得ることができる生活の実現を図る必要があります。

また、情報提供にあたって、情報の取得やコミュニケーションに特に障壁がある視覚障害者や聴覚障害者への配慮が必要であることは言うまでもありません。情報技術等を活用した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障害者の自立と社会参加を支援することが重要です。

本市では、手話は独自の言語であるという認識の下、手話の普及、手話の習得機会・手話による情報取得の機会の確保のため、令和3年9月27日に「岩国市手話言語条例」を施行しました。また、手話や要約筆記などの「きこえの支援」に役立つ書籍や視聴覚教材等を集めた「岩国市手話ときこえの文庫」を開設して、理解の促進、聴覚障害者支援専門人材の育成を目指しています。そのほか、聴覚障害者及び音声・言語機能障害者の社会生活におけるコミュニケーションの手段の確保を支援するため、手話通訳者等(通訳者及び奉仕員)・要約筆記者の派遣事業を行うほか、手話奉仕員・要約筆記者の養成を行っています。

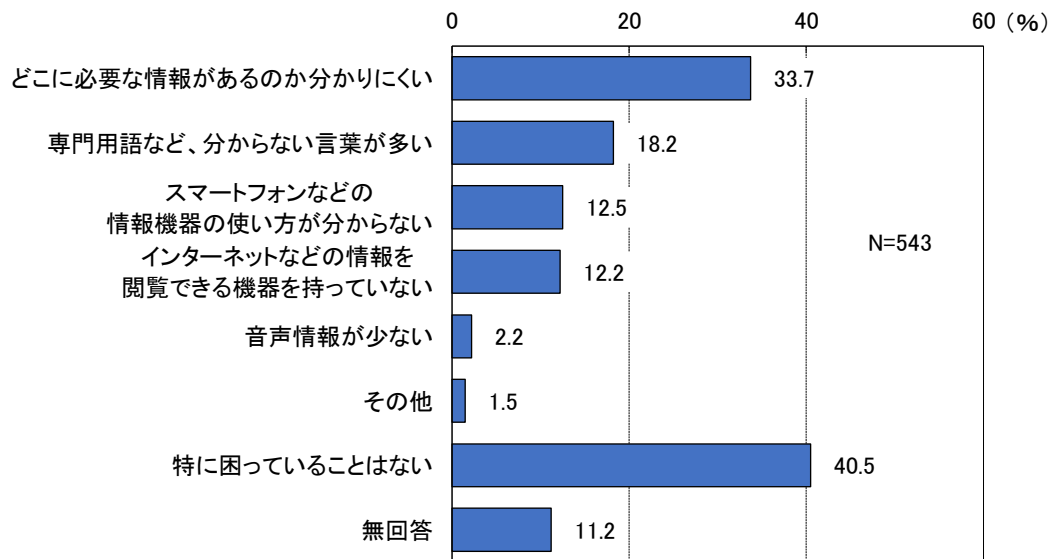
しかし、登録手話通訳者として配置・派遣するに至るまでには、十分な通訳技術の習得と経験が必要なため、その担い手不足が深刻な問題となっており、手話通訳者をはじめとする支援者の養成及び確保を図る必要があります。

図3 利用したい福祉サービスなどの情報をどのようにして得ているか



資料:障害者アンケート調査結果

図4 情報を入手する際に困っていることはあるか



資料: 障害者アンケート調査結果

主な取り組み

1 多様な手段による情報提供の充実

各種のサービス情報や施設情報、イベント情報など、保健、医療、福祉、教育に関する様々な情報を、障害の有無に関わらず住民の誰もが手軽に入手できるよう、市報や市ホームページ、「ふれあいeタウンいわくに」、市公式SNS等、多様な手段による情報提供のさらなる充実に努めます。

2 コミュニケーション支援とその担い手の確保

聴覚障害者等のコミュニケーション支援として、今後も手話奉仕員・要約筆記者の派遣・設置事業を行うとともに、その担い手となる手話奉仕員等の養成に努めます。

また、より高度な知識・技術が必要な手話通訳者等の専門的人材を志す方に対し、聴覚や視覚障害がある人の意思疎通支援をするための、専門講座・研修の受講に係る費用の一部、専門資格取得試験を受験するための費用の一部を助成し、コミュニケーション支援専門人材の育成を図ります。

3 情報・意思疎通支援用具の給付

重度障害者用意思伝達装置や携帯用会話補助装置、視覚障害者用ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、聴覚障害者用情報受信装置等、情報・意思疎通支援用具の給付により、障害者のコミュニケーションを支援します。

4 市ホームページ等のウェブアクセシビリティの確保

市のホームページが障害者を含めた誰もが利用できるものとなるよう、ウェブアクセシビリティの確保に取り組めます。

I — 3 障害児への療育と保護者への支援体制の充実

現状と課題

身体障害や知的障害のほかに、近年、自閉症スペクトラムなどの発達障害またはその疑いのある子どもが増えています。

障害のある子どもや発達に課題のある子どもの保護者の多くは、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。そのような状況をなくすためには身近な地域で困っていることに応えられる支援が必要です。

児童発達支援センターは地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行う等、地域の中核的な療育支援施設です。ペアレントメンターやピアサポート活動支援も合わせて行い、適切な支援が身近な地域で受けられるよう、支援体制の構築を図っています。

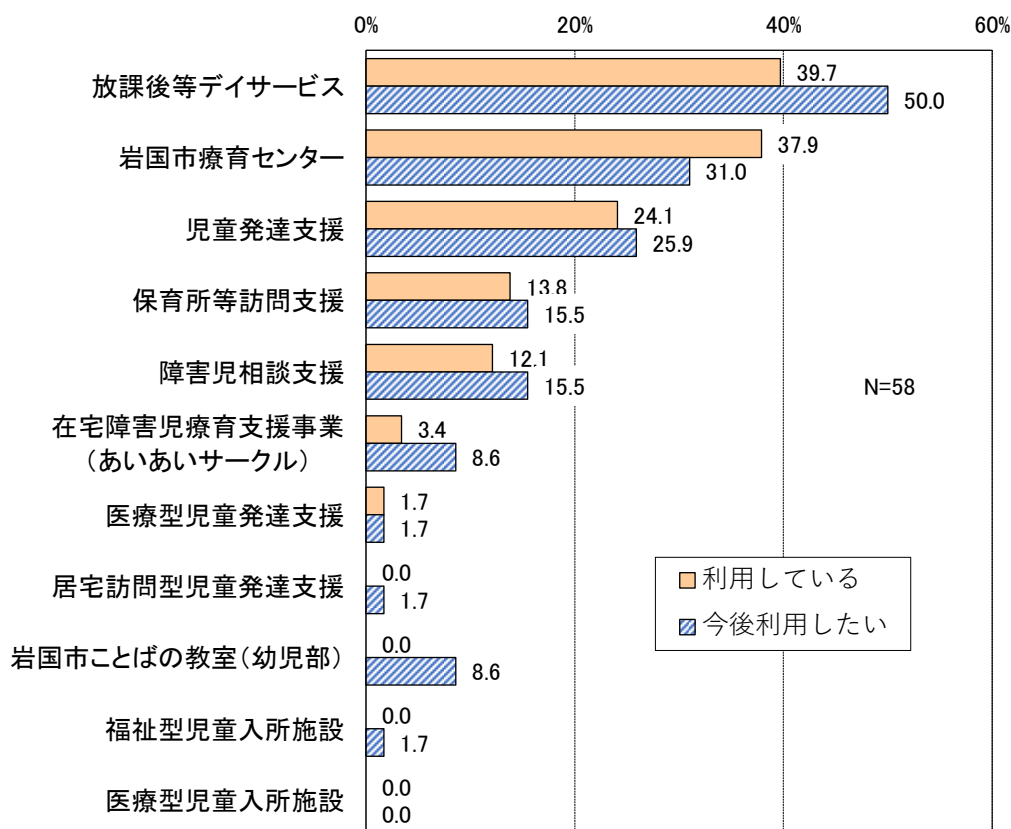
乳幼児健診は、成長発達の確認、発達上の課題や障害の早期発見の機会であるとともに、保護者が育児などについて、一人で不安や悩みを抱え込まないよう相談できる機会でもあります。

障害のある子どもや発達に課題のある子どもの療育については、「岩国市療育センター」を拠点として、児童相談所や岩国医療センター等の関係機関との連携により、障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、医療のみならず、心理、保育、教育等総合的な療育体制の確保を図っています。一方、医療的ケアが日常的に必要な子どもに対しての支援も求められています。

アンケート調査結果をみると、岩国市療育センターを「利用している」と回答した障害児は37.9%、今後の利用意向も31.0%とともに高い割合となっています(図5参照)。また、岩国市療育センターの役割として、特に大切と思われることとしては、「言語・コミュニケーション訓練」(48.3%)を筆頭に、「日常生活の自立訓練」(36.2%)、「相談支援(社会保障制度・家庭療育などの相談)」(34.5%)、「診察・診断や治療」(32.8%)、「心理・発達の検査及び評価」「保護者支援(親同士の情報交換やスタッフとの意見交換)」「児童発達支援」(ともに27.6%)と続いており(図6参照)、その期待される役割は多岐にわたっていることが分かります。

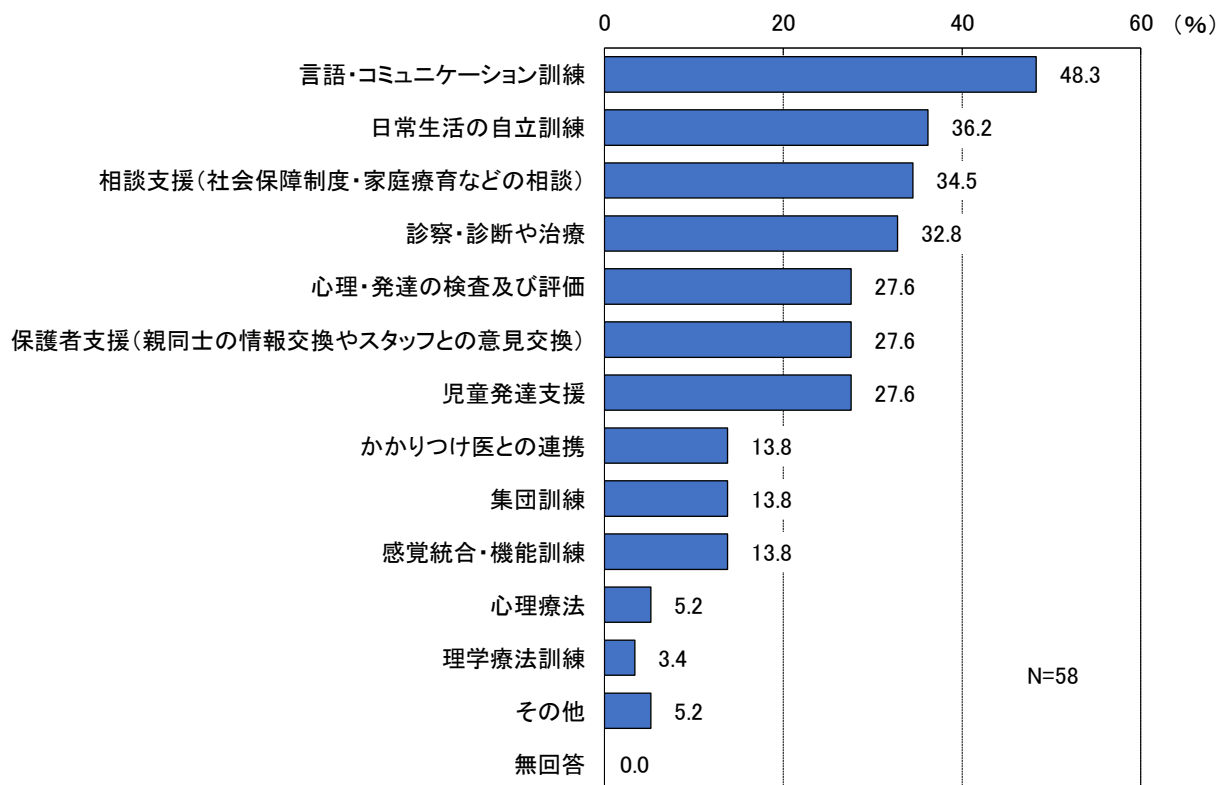
さらに、学齢期においては、その子にとってより良い教育が何なのか、将来の見通しを含めて新たな不安や悩みが生まれます。障害のある子どもや発達に課題のある子どもの教育に関しては、就学時の健康診断、就学相談会で、子どもの状況に応じて、その子の成長にとって最も望ましい教育環境を提供するよう努めています。

図5 障害児のサービスの利用状況と今後の利用意向



資料: 障害児アンケート調査結果

図6 岩国市療育センターの役割として、特に大切と思われること



資料: 障害児アンケート調査結果

主な取り組み

1 岩国市療育センターを拠点とした療育の推進、訓練、相談支援の充実

ことばの教室、在宅障害児療育支援事業(あいあいサークル)、児童発達支援センター等の療育に関連する事業について、関係機関と連携を取りながら療育、訓練を充実します。

2 児童発達支援センターによる支援の充実

児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行います。

また、ペアレント・メンターやピア・サポート活動を通じて、発達障害児とその家族に対する支援に努めます。

3 障害児とその保護者同士の交流の促進

障害児とその保護者同士が交流の機会をもつことで、お互いの経験を活かし、気軽に相談しあえる環境をつくるため、保護者や関係機関との協働により、交流の促進を図ります。

4 個々の特性とライフステージに応じた療育・教育支援の充実

医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害児、発達に課題のある子ども等の一人ひとりの状態と乳幼児期から入学や進学、卒業などのライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関において連携を図ります。

5 障害児保育及び保育所等訪問支援サービスの充実

保育所や幼稚園等において、障害のある子どもの受け入れを推進するとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育・教育内容の充実を図ります。

また、専門的な支援を要する場合の保育所等訪問支援サービスの提供について、集団生活への適応のための支援の整備に努めます。

6 障害児通所支援の充実

障害のある子どもが日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、集団生活に適應できるよう支援を行う児童発達支援や、学齢期における放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の提供体制の充実を図ります。

また、重症心身障害児や医療的ケア児に対応する児童発達支援や放課後等デイサービスの確保に努めます。

7 短期入所・日中一時支援事業の充実

障害児の家族の就労支援及び一時的休息のため、障害児を一時的に預かる支援を行います。

8 療育関係施設の情報提供の拡充

「岩国市こども療育ガイド」や、広報紙・ホームページを活用し、療育施設の情報提供を充実します。

9 療育関係機関連携の強化

岩国市障害者自立支援協議会療育サポート部会での協議を定期的に行うことで、連携を強化します。

I — 4 障害者の雇用促進と就労支援

現状と課題

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務付けており、平成30年4月からは、それまでの身体障害者、知的障害者のほか、精神障害者についても法定雇用率の算定基礎に加えることとなっており、令和6年度から8年度にかけて段階的に、民間企業2.7%、国及び地方公共団体3.0%まで引き上げられることになっています。

また、平成25年6月の改正により、雇用の分野において、障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、事業主に障害者が職場で働く際の支障を改善するための措置を義務付けるなど、雇用環境の整備が推進されています。

令和4年6月1日現在、岩国管内にある企業の障害者の雇用率は1.98%で、51.2%が法定雇用率を達成しています。今後も、企業・事業主に対して障害者雇用に関する啓発や情報提供を行うなど、障害者雇用を促進することが必要です。

障害者アンケート結果をみると、収入を得る仕事をしていると回答した65歳未満の身体障害者が39.7%であるのに対し、知的障害者は15.3%、精神障害者は22.9%と、それぞれ割合が低くなっていることが分かります(図7参照)。また、その一方で仕事をしていない人たちの36.9%は「仕事をしたい」と思っていることが分かります(図8参照)。仕事をしていない理由としては、「障害が重く、仕事をするのが難しい」(35.8%)や「体力的に難しい」(27.6%)が上位にあがっていますが、「働くことが不安である」(19.7%)、「就職したいが自信がない」(16.1%)、「働きたいが、希望する就職先が見つからない」(15.4%)といった回答も少なくなく(図9参照)、これらの人が就労につながるよう支援する必要があります。

障害者の就労を促進するためには、それぞれが個性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件(勤務時間・日数など)の多様化を図るとともに、周囲の人が障害者を理解する必要があります。仕事内容や勤務条件の多様化については、企業の理解と協力を求めることが大きく、厳しい経済情勢の中で困難が予想されますが、働く意欲と能力のある障害者が当たり前で働ける社会をつくるためには、社会全体で障害者に適した仕事や労働環境づくりを工夫しようとする意識を高めていく必要があります。

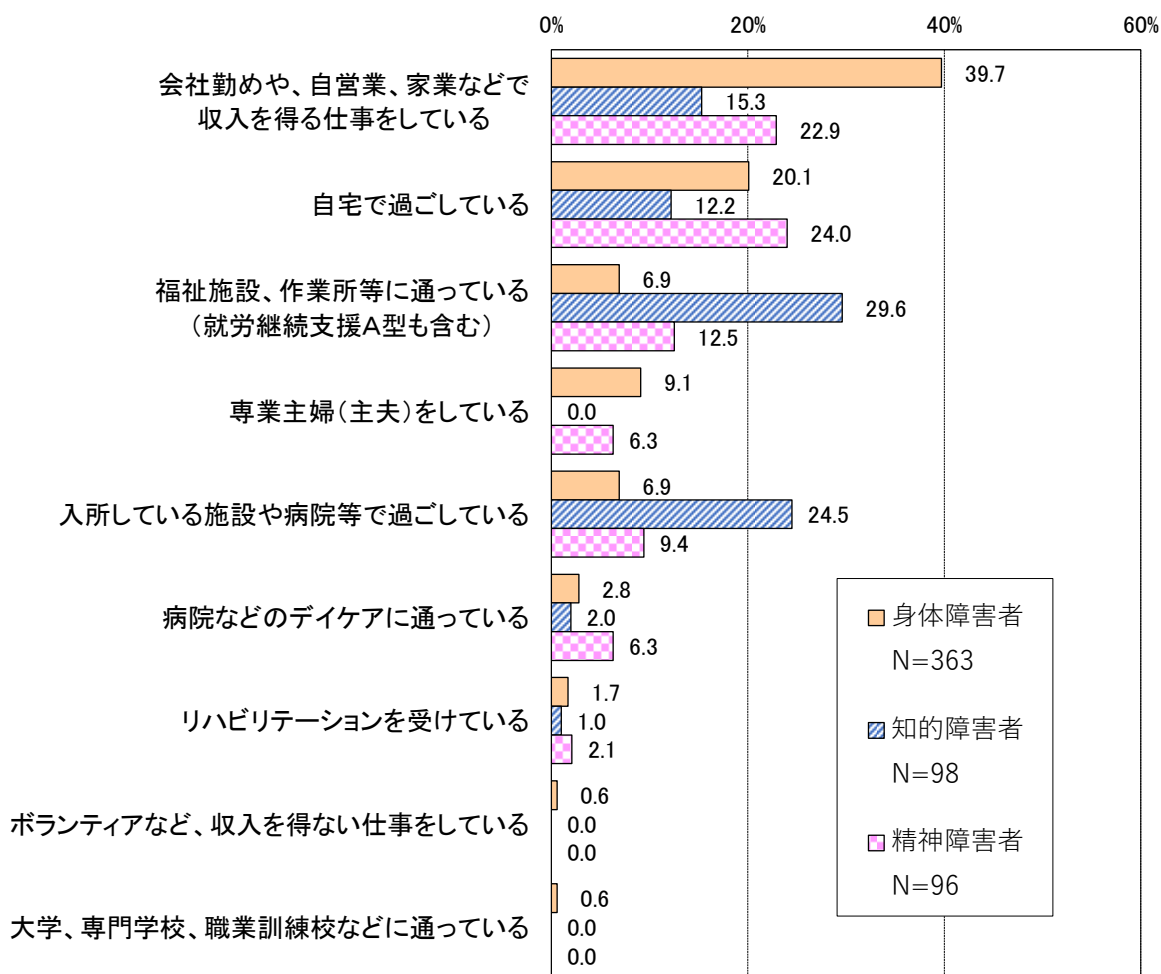
また、障害者は就労先においてさまざまな問題を抱えていることが少なくありません。就職してもそのまま職場に定着できるかどうか心配で、就職に積極的になれないという実態もあります。定着のための支援としては、障害福祉サービスの就労定着支援や各支援機

関の職場訪問などがありますが、それでも職場に定着するということは非常に難しい課題であり、さらなる支援の在り方の検討が必要となります。

一方、民間企業での雇用が困難な障害者にとって、いわゆる福祉的就労は、訓練を受ける場、また、働く場として重要な役割を果たしています。現在は就労継続支援A型やB型がその役割を担うサービスに位置づけられ、一般就労が困難な障害者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として、重要な役割を担っています。

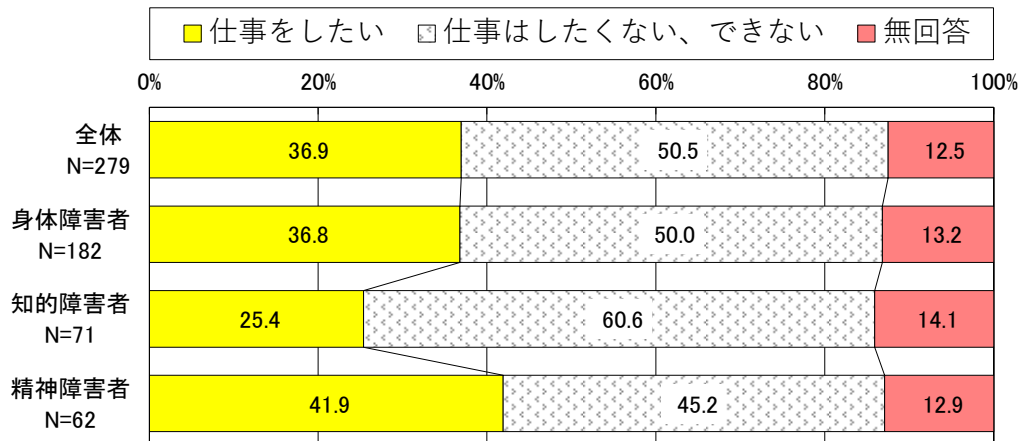
しかし、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低く、工賃向上が課題となっています。本市は、平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの優先調達推進方針を定め、発注可能な業務について、できる限り福祉的就労を行っている事業所・作業所へ発注を行っています。今後もその発注拡大を図る必要があります。

図7 平日の日中を主にどのように過ごしているか



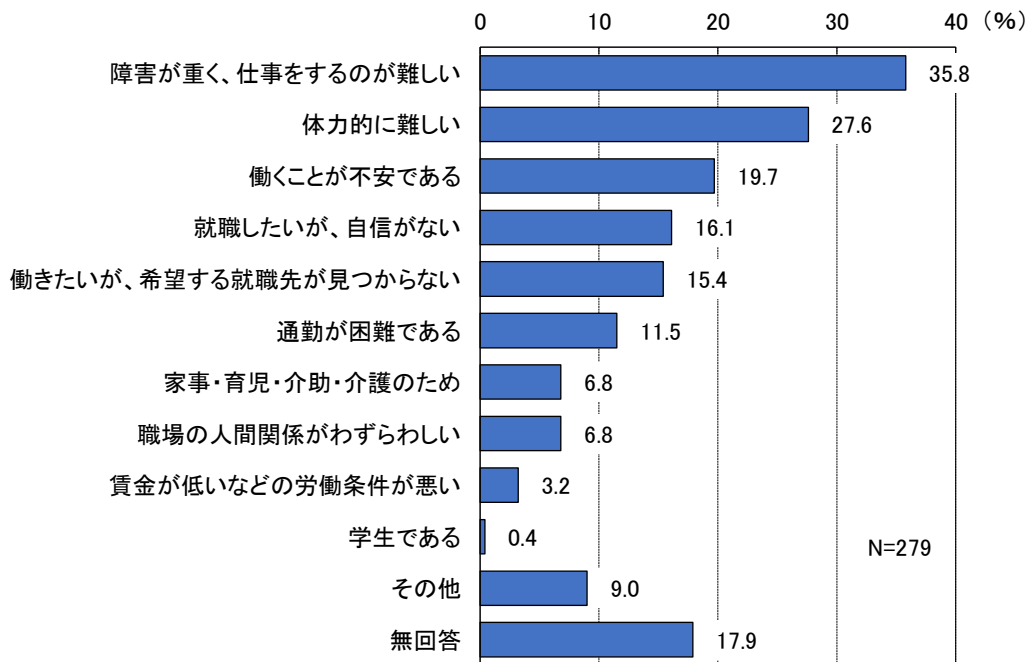
資料:障害者アンケート調査結果

図8 今後、収入を得る仕事をしたいと思うか(現在、仕事をしていない人)



資料:障害者アンケート調査結果

図9 仕事をしていない理由(現在、仕事をしていない人)



資料:障害者アンケート調査結果

主な取り組み

1 事業主等への啓発

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と協力し、障害者雇用に関わる各種助成・支援制度等の周知に努めます。また、障害者が自らの状況に応じた多様な働き方ができるよう、事業主等の理解促進に努めます。

また、職場でのコミュニケーション等に不安のある障害者の雇用促進のために、関係機関と連携し地域の民間企業等に対して障害の正しい理解を促進するための研修や講演会を開催して、啓発を行います。

2 就労移行支援や就労継続支援の利用促進

就労移行支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障害者に対する能力向上と就職への支援を促進します。また、一般就労が困難な人については就労継続支援A型、B型等のサービスを通じて就労の機会の提供と、就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けた支援に努めます。

3 就労定着支援の促進

就労定着支援(障害福祉サービス)の積極的な活用による障害者の職場定着を促進します。

また、障害者の就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと、障害者の就労定着の支援を行います。

4 障害者就労施設等への通所者及び一般就労に向けての訓練等に対する交通費の助成

障害者就労施設等への通所者や、職業に就くため就労訓練等を行う障害者に対し交通費の助成を行い、障害者の自立と社会参加を推進します。

5 障害者優先調達推進法による受注の拡大

本市における障害者優先調達推進方針に基づき、庁内各部署において、障害者就労施設等への物品や役務の発注拡大に努めます。

「岩国市障害者共同受注センター」においては、市役所・民間企業からの受注は、令和4(2022)年度において、2,000万円を超えています。

6 農福連携の推進

国の「農福連携等推進ビジョン」を踏まえ、農福連携の取組に対する相談体制の整備、農業経営体や障害者就労施設等がより農福連携に取り組みやすくなるよう検討します。

7 就職面接会の開催

ハローワークによる「岩国・大竹地区合同就職面接会」が開催されています。

令和4(2022)年度においては、17社の企業の参加があり、出席した障害者41名のうち、最終的に4名が採用されています。

8 岩国市障害者自立支援協議会就労サポート部会の充実

岩国市障害者自立支援協議会就労サポート部会を定期的に行い、情報共有を図るとともに、障害者、支援者、企業向けの研修会等を通して、障害者の就労を促進します。

Ⅱ—1 障害者への理解と差別解消の促進

現状と課題

障害のあるなしに関わらず、すべての人がかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、障害や障害者に対する理解不足や誤解から生じる差別や偏見は依然存在しています。

すべての市民が、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、各種広報媒体・行事・イベント、さらには身近な地域、学校、職場の活動を通じて障害や障害者についての理解促進を図ることが重要です。

本市では、平成28年4月の障害者差別解消法の施行により、同法に規定される対応要領を策定するとともに、市ホームページ等で同法の趣旨・内容や求められる「合理的配慮」の具体例を示すなど、障害者差別解消法の周知・啓発と障害者差別解消の推進に取り組んでいます。

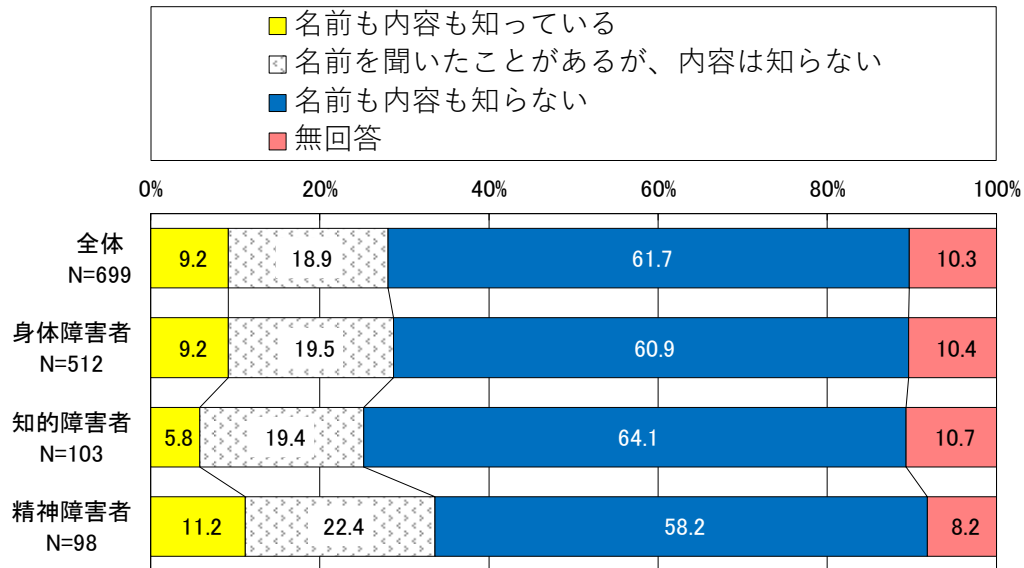
しかし、障害者アンケート調査結果をみると、障害者差別解消法について、「名前も内容も知っている」と回答した人は9.2%にとどまり、「名前も内容も知らない」と回答した人が61.7%を占めています(図10参照)。また、障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをしたことが「ある」と回答した人の割合は、障害者の17.2%、障害児の62.0%となっており(図11参照)、依然として障害に対する理解不足を感じる障害者が少なくないことがわかります。特に、知的障害者や精神障害者は身体障害者に比べ、差別・偏見や疎外感を感じる割合が高くなっており、障害者への差別や偏見があると感じる機会や場面についても障害種別による差異が見られます。また、「障害や障害のある人について周りの人が理解してほしい」という点について「すでに満足している」という回答割合は、障害者で11.4%、障害児で5.2%にとどまる(図12参照)一方で、それを「希望する」と回答した人の割合は、障害者で47.5%、障害児で72.4%と、ともに高い割合となっています(図13参照)。

今後、ますます障害者の社会参加が進むと予想される中で、あらゆる場面での差別がなくなるよう、引き続きさまざまな広報媒体や行事等をおして幅広い啓発・広報活動を粘り強く継続的に行い、障害者について正しい理解や認識を広めていく必要があります。

本市の小中学校では、障害の有無にかかわらず、互いの違いや個性を認め合うことができるよう、通常の学級の子どもたちと支援学級の子どもたちが日常的に触れ合う機会を設けるとともに、小中学校と県立岩国総合支援学校との交流を行うなどの取り組みを実施しています。

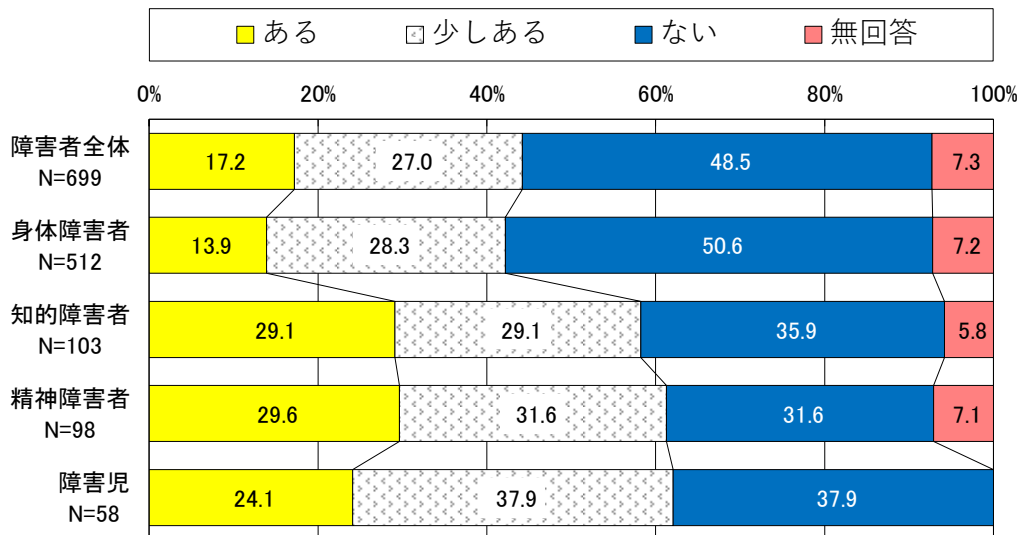
今後も、児童や生徒が障害について理解し、障害のある子もない子とともに充実した学校生活を送れるよう、これらの取り組みを継続する必要があります。

図10 障害者差別解消法について知っているか



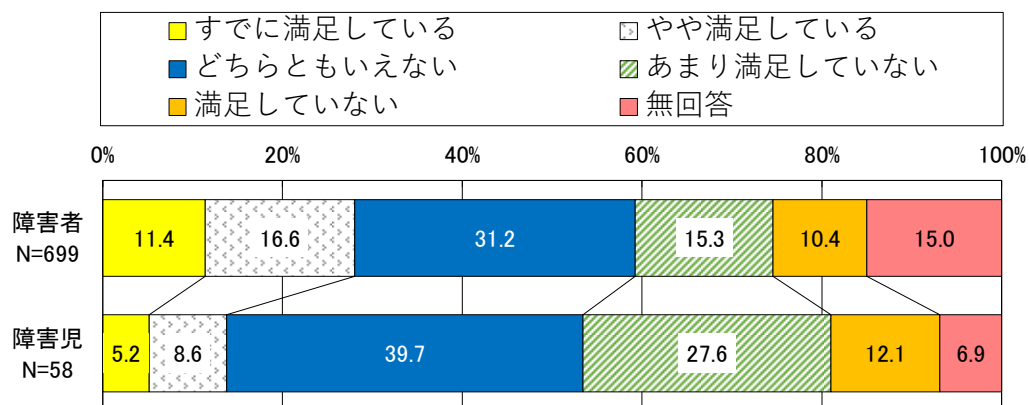
資料:障害者アンケート調査結果

図 11 障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをしたことがあるか



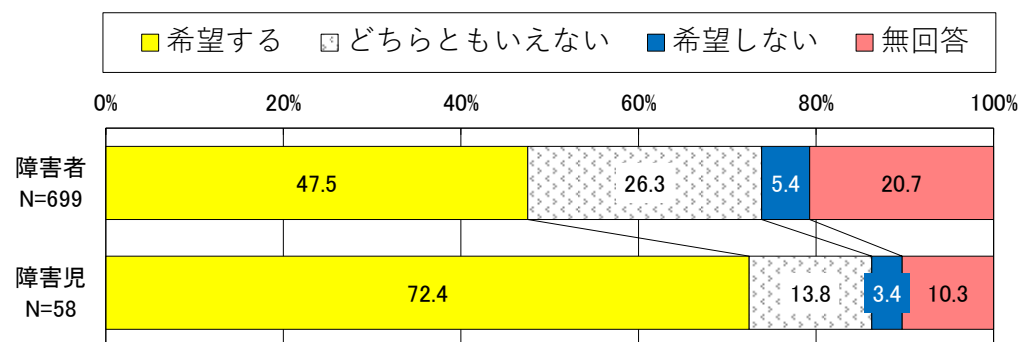
資料:障害者アンケート調査結果

図 12 「障害や障害のある人について周りの人が理解してほしい」という点についての満足度



資料:障害者アンケート調査結果

図 13 「障害や障害のある人について周りの人が理解してほしい」という点についての希望度



資料:障害者アンケート調査結果

主な取り組み

1 市民に対する啓発・広報活動の充実

障害特性や障害者とコミュニケーションを図る上での留意点等を記載した啓発パンフレット等を配布するとともに、市報や市ホームページ等を利用した啓発・広報活動に努め、障害や障害者に対する理解の促進を図ります。

2 「障害者週間」等の周知

「障害者週間(12月3日～12月9日)」、「障害者の日(12月9日)」等の周知を図りながら、障害者に対する理解の促進に努めます。

3 障害者差別解消の推進

国や県と連携しながら、障害者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進します。

また、令和6年4月から民間事業者にも合理的配慮が義務化されることに伴い、積極的な周知を実施します。

4 選挙等における配慮

投票所出入口等へのスロープ設置による段差解消や投票所への車いす配置、車いす利用者等が使いやすい低い記載台の設置、点字による候補者名簿、コミュニケーションボードを各投票所に備え付けます。あわせて、投票に支援が必要な人へ代理投票等の配慮を行い、障害者等が投票しやすい環境に努めます。

また、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。

5 ヘルプマーク・ヘルプカードの配布・広報活動

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布・広報活動を行います。



【ヘルプマーク】

 にがて 苦手なこと・できないこと 		あなたの支援が必要です。 ヘルプカード  岩国市
 ひつよう しえん 必要な支援など 		
しつぺい しょうじょうなど 疾病・症状等 		
いりょう 医療のことについて かかりつけ医療機関: 主治医: TEL: 常備薬等: ほか その他:		
ふりがな 氏名: せいねんがっぴ 生年月日: けつえきがた 血液型: じゅうしょ 住所: れんらくさき 連絡先①: し めい 氏名 れんらくさき 連絡先②: し めい 氏名		

【ヘルプカード】

6 あいサポート運動の推進

様々な障害の特性や障害のある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく「あいサポーター」の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会(共生社会)をつくっていく運動(あいサポート運動)を推進します。

Ⅱ—2 社会活動への参加と共生の推進

現状と課題

障害者がスポーツ・レクリエーションや文化芸術活動に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上で重要です。また、障害者の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障害者に対する理解を得る機会としても重要です。

現在の生きがいを尋ねた障害者アンケート調査結果をみると、「家族や地域の人とのふれあい」や「スマートフォンやパソコンなどの利用」が上位にあがっていますが、知的障害者では「レクリエーション」、精神障害者では「趣味などのサークルやクラブ活動」がそれに続く回答割合となっています(図14参照)。しかし、その一方で、「スポーツ」や「講座や講演会などへの参加」「地域の祭りなどへの参加」などの回答割合は低くなっています。何かの活動に参加することとそれに生きがいを感じることは別の問題ではありますが、障害があるが故にその参加機会が制約されている現実があるとすれば、そういう制約は取り除く必要があります。

障害の種別、程度に関わらず、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションや文化芸術活動、さらには様々な地域活動に参加できるような機会の拡大を図り、障害者が参加しやすい環境を整えるとともに、障害者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

また、本市では、障害者の社会参加を積極的に進めるため、重度心身障害者に対する福祉タクシー料金助成事業や、知的・精神障害や肢体不自由で単身では外出できない障害者への外出時における移動支援事業を行っており、今後も通院等介助や同行援護など移動支援を目的とした障害福祉サービスとともに充実を図る必要があります。

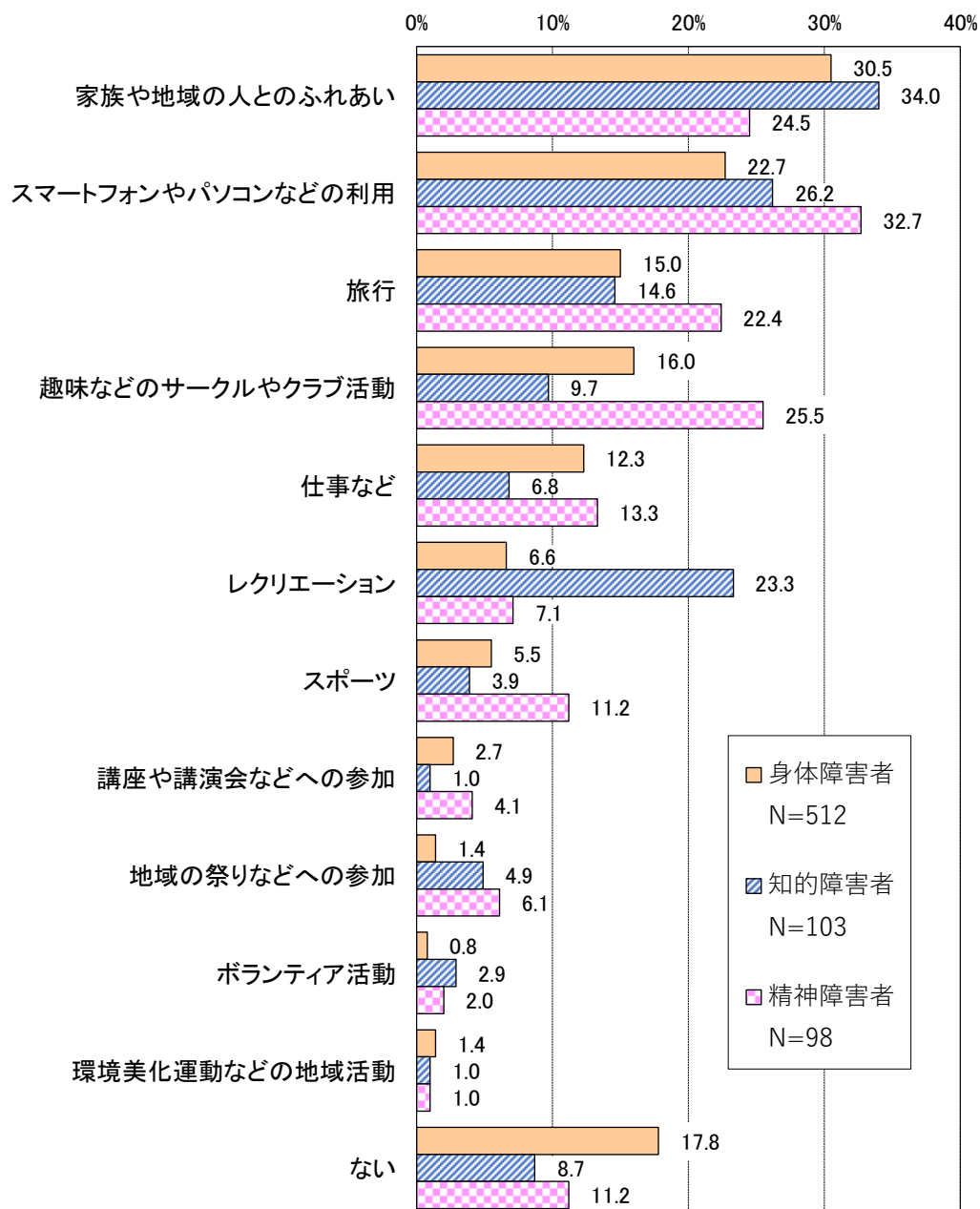
一方、障害者が地域の中で生きがいを持ちながら、安心して暮らし続けていくためには、地域社会の一員として受け入れられ、お互いに人格を尊重し合いながら、ともに地域活動に参加できる環境が必要です。

障害者への偏見や理解不足、障害者自身の障害の特性による他者との関わりづらさなど、地域での活動には多くの課題がありますが、年少期から障害の有無に関わらず交流を行うなど、地域のインクルージョンの推進に取り組むことが重要です。

さらに、災害発生時においては、地域による障害者への支援が欠かせません。障害者アンケートでは災害が起こったときに困ることとして「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」や「安全なところまで、ひとりで迅速に避難することができない」と回答した方が多

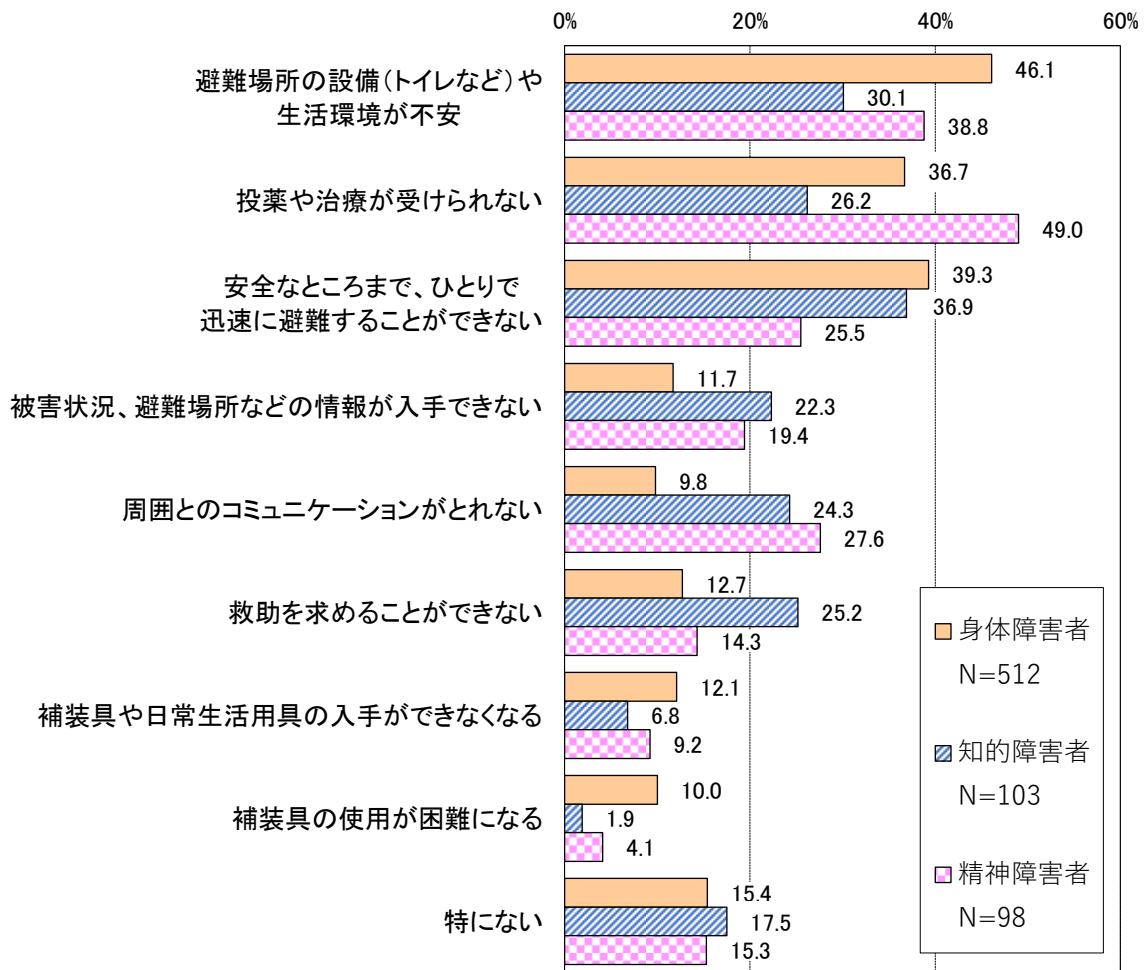
くなっています(図15参照)。本市では災害時要援護者支援制度を実施し、介護施設等へ避難する必要がある方の避難先の確保や移送支援を行っています。大規模災害が発生した場合には、地域住民と連携した避難行動等が求められます。そのためには、常日頃から地域と一体となって災害に備えていく必要があります。

図14 現在の生きがい



資料:障害者アンケート調査結果

図 15 火事や地震などの災害時に困ること



資料: 障害者アンケート調査結果

主な取り組み

1 スポーツ・レクリエーション活動への参加促進

障害のあるなしに関わらず、ともにスポーツの楽しさを体験し、相互理解を深めるためスポーツ・レクリエーションイベントの情報提供を行い、参加を促進します。

また、山口県障害者スポーツ大会「キラリンピック」の参加を支援します。

2 文化芸術活動の推進

障害者が、学習活動や文化サークル活動等へ参加できる機会を増やすため、文化芸術活動の情報提供に努めるとともに、文化芸術活動の発表の場を提供します。

3 外出支援の推進

重度障害者(児)福祉タクシー料金助成事業や、バス・渡船券の優待乗車証の交付を継続して行い、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図ります。また、外出中に介護を行う「移動支援」や「同行援護」といったサービスを安定的に提供するため、実施事業所の拡大に努めます。

4 自発的活動を実施する団体への支援

障害者やその家族、地域住民が自発的に活動する事業に対して支援を行います。

5 地域の活動・行事の中での交流の促進

障害者が地域で自立した生活を送るために、誰もが気軽に参加できるイベントを開催し、交流の輪がさらに広がるよう努めます。

6 地域と連携した災害時の支援

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、障害者等のうち避難に支援を要する人（避難行動要支援者）の個別の避難計画の作成が努力義務化されたことに伴い、現行の災害時要援護者支援制度に登録された人だけでなく、すべての避難行動要支援者の個別避難計画の作成に努めます。

Ⅱ—3 権利擁護の推進

現状と課題

平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、本市では障害者虐待防止のための相談・通報窓口を開設し、障害者の虐待に関する相談を受け付けています。虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障害者が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

また、判断能力やコミュニケーション能力に支障がある知的・精神障害者の権利や財産を守るための制度として、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)がありますが、これらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。障害者の場合、親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠です。

今後、高齢化とともに一人暮らしの障害者がさらに増加していくことや、障害者の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークの構築に取り組むことが必要です。

主な取り組み

1 障害者への虐待防止

障害者虐待防止に関する啓発や障害者虐待防止のための相談・通報窓口の周知に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図り、虐待防止に努めます。

2 障害者虐待の迅速かつ的確な対応

虐待に対して関係機関と連携し、早期の発見や支援等、迅速な対応を図ります。

緊急時における一時保護及び入所支援を行う必要がある場合は、輪番制などを活用しながら、受入先の確保を図ります。

3 障害者の権利擁護の推進

権利擁護支援が必要な人に対して、早期の段階からの相談や対応、意思決定支援等ができるよう、各専門職団体や関係機関等による地域連携ネットワークを構築し、障害者の権利擁護の推進に努めます。

4 成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障のある障害者が安心して地域生活を送ることができるように、成年後見制度の周知と利用を促進します。

また、社会福祉協議会に設置している成年後見制度に関する相談窓口において、制度利用に関する助言や家庭裁判所への申立ての支援を行うとともに、申立費用や後見人への報酬の支払が困難な方のための助成事業の拡充に努めます。

Ⅱ－4 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

障害者が安心して生活できる環境は、すべての住民にとって安全で、便利で、快適な環境であるといえます。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁（バリア）を除去するだけでなく、障害者に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくユニバーサルデザインの考え方は、地域共生社会の理念にも通じるものがあります。

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や山口県福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設の新築や改修等の際にはバリアフリー化を図っています。

障害者アンケートの自由回答では、障害者用駐車区画に障害のない人が駐車しているために障害者が駐車できないという声もあがっており、障害者用駐車区画に関する啓発も含め、住民や事業者など多くの人に身近で協力できることへの参画を促進する必要があります。

また、障害者差別解消法の施行により、社会的障壁除去の実施について合理的配慮が求められていることから、今まで以上にユニバーサルデザインの徹底を図る必要があります。

主な取り組み

1 公共施設等のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進

バリアフリー新法や山口県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう、段差の解消や手すりの設置等、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人々がいっそう安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組んでいきます。

2 公共交通のバリアフリー化の推進

公共交通機関のバリアフリー化や、案内表示にユニバーサルデザインを採用するなど、外出しやすい環境づくりを推進します。

3 「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の普及促進

優先駐車場が必要な人のために交付する「やまぐち障害者等専用駐車場利用証」の周知を行い、利用の促進を図ります。

Ⅱ—5 地域移行の推進と障害者の居住の安定の確保

現状と課題

障害福祉サービス等の提供にあたっての国・県の基本方針として、施設入所・入院から地域生活への移行を推進することが定められています。本市においてもこの基本方針に従い地域生活への移行を進めています。

しかし、地域移行に至るまでには長い期間が必要であり時間を要するという現実があるほか、アパート等賃貸契約時の手続きや金銭管理をはじめとする退院後のさまざまな課題への対応や不規則な時間帯や夜間の相談に対応するなど、在宅生活を総合的に支える仕組みの構築が必要です。

また、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、相談、緊急時の受け入れや対応、体験の機会や場所、専門的人材の確保や養成、地域の体制づくりなど、地域生活支援拠点等の整備と機能の充実については、引き続き取り組む必要があります。

主な取り組み

1 地域移行や地域定着に対応したサービスの利用促進や地域生活支援拠点等の機能の強化

障害福祉サービスである地域移行支援や地域定着支援の利用促進を図るほか、グループホームの拡充に努めます。

また、地域生活支援拠点等の機能を強化するため、基幹相談支援センターを中心に緊急時の支援が見込めない世帯の事前把握や障害特性などを踏まえた対応の検討を進めるとともに、必要な機能を担う関係機関との連携を図ります。

2 住まいに関する事業や制度等の周知

障害者等の民間住宅への入居を支援する居住支援法人、市営住宅の障害者等の優先枠、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)等の住まいに関する事業や制度の周知に努めます。

第 5 章

成果目標と活動指標の設定 (第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画)

1 令和8年度末までの成果目標

前計画では、障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国の基本指針を踏まえ、令和5年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、従来の成果目標の一部見直しを含め7つの成果目標設定が求められています。本計画ではこれまでの実績と本市の実情を踏まえ、新たに令和8年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	岩国市の設定の考え方
地域生活移行者数	令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行	これまでの計画における実績や今後の本市の取組による効果等を踏まえた目標設定を行います。
施設入所者数	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減	これまでの計画における実績や施設入所支援のニーズを踏まえた目標設定を行います。

前計画では、令和5年度末までに、令和元年度末現在の施設入所者231人の1.3%以上(3人)を地域生活へ移行すること及び令和元年度末現在の施設入所者の1.7%減の4人の削減を目標としていました。

令和4年度末までの地域生活移行者数は2人であり、今後も強度行動障害のある人など入所による支援が必要な人がいる一方で、何らかの支援があれば、地域生活に移行でき、必ずしも入所が必要でない人が一定程度存在することが考えられるため、引き続き地域移行に向けた取り組みが必要です。

本計画では、施設入所者の状況を十分に踏まえながら、本人の意向に沿った地域生活への移行が実現できるよう、地域移行支援及び地域定着支援の周知と利用の促進、多様な形態の住まいの整備等に努め、令和4年度末時点における施設入所者(223人)の1.7%(4人)以上を令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における施設入所者を、令和4年度末時点から1.7%以上(4人)削減することを目標とします。

目標：福祉施設の入所者の地域生活への移行		
前計画の 実績	令和4年度末現在の施設入所者数	223人
	令和4年度末までの地域生活移行者数※1	2人
本計画の 目標値	令和8年度末の施設入所者数	219人
	令和8年度末までの施設入所者の削減数※2	4人
	令和8年度末までの地域生活移行者数	4人

※1 地域生活移行者数とは、施設入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

※2 令和8年度末までの施設入所者の削減数とは、令和5～8年度末までの地域生活移行者数及びその他の退所者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療及び福祉関係者による協議の場として、岩国市障害者自立支援協議会を活用し、保健、医療及び福祉関係者との連携強化を図ってきました。

今後も、岩国市障害者自立支援協議会において協議を重ねながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

活動指標	前計画 (実績見込み)	本計画(見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回/年)	3	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(人)	30	30	30	30
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回/年)	1	1	1	1
精神障害者の地域移行支援の利用者数(人/年)	0	1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数(人/年)	0	1	2	3
精神障害者の共同生活援助の利用者数(人/年)	67	68	69	70
精神障害者の自立生活援助の利用者数(人/年)	0	0	0	0
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数(人/年)	34	36	36	36

(3)地域生活支援の充実

	国の基本指針	岩国市の設定の考え方
地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等について、令和8年度末までの間、各市町村又は圏域に地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上運用状況を検証及び検討する	国の基本指針どおり目標設定します。
強度行動障害を有する者への支援体制	強度行動障害を有する障害者に関し、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障害者等の生活を地域全体で支えるためのサービス提供体制を構築することが求められます。そのため、本市では、令和3年度から地域生活支援拠点等の面的整備（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備）と機能強化を進めており、障害者等の地域生活の支援に努めています。

地域生活支援拠点等の機能としては、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、の5つが求められており、本計画では、地域生活支援拠点等が有する機能のさらなる充実に努めるとともに、定期的に運用状況を検証及び検討することとします。

また、国の基本指針では、強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実が求められていることから、関係機関と連携して、強度行動障害を有する人の支援ニーズの把握や、支援体制の整備を進めることとします。

成果指標・活動指標	前計画 (実績見込み)	本計画(見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数 (か所)	1	1	1	1
地域生活支援拠点等へのコーディネーターの配置人数(人)	2	2	2	2
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数 (回／年)	1	1	1	1

(4)福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	岩国市の設定の考え方
就労移行支援事業等における一般就労移行者数	令和8年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度の実績の1.28倍以上とする	近年の一般就労への移行者数の現状を踏まえつつ、本市において一般就労への移行者数を目標設定します。
就労移行支援事業における一般就労移行者数	令和8年度における就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数を令和3年度の実績の1.31倍以上とする	
就労継続支援A型事業における一般就労移行者数	令和8年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数を、令和3年度の実績の1.29倍以上とする	
就労継続支援B型事業における一般就労移行者数	令和8年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数を、令和3年度の実績の1.28倍以上とする	
就労定着支援事業の利用者数	令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とする	近年の就労定着支援事業の利用者数の現状を踏まえつつ、本市において就労定着支援事業の利用者数を目標設定します。

前計画では、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた年間一般就労への移行者数の目標を17人と設定していましたが、令和3年度の移行者数は13人でした。

本計画では、障害者の就労を支える関係機関との連携、協力体制を構築し、就労関係の相談業務を充実するとともに、ハローワークと共同で各企業へ障害者雇用のPRを継続実施することで、令和8年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を16人以上にすることを目標とします。

今後も障害者が「働きたい」「働き続けたい」という思いに寄り添った支援を充実させていくとともに、多様な働き方を広く紹介し、障害者就労に対する理解促進を図ります。

また、多様化する就労ニーズや生活面での支援も含めた定着支援を関係機関と連携を図りながら行っていきます。

目標：福祉施設から一般就労への移行		
前計画の実績	令和3年度の年間一般就労移行者数	13人
本計画の目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数 (令和3年度実績の1.23倍以上)	16人
	(うち就労移行支援事業所利用者数)	(14人)
	(うち就労継続支援A型事業所利用者数)	(1人)
	(うち就労継続支援B型事業所利用者数)	(1人)

目標：就労定着支援事業の利用者数		
前計画の実績値	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	13人
本計画の目標値	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 (令和3年度実績の1.15倍以上)	15人

(5)障害児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	岩国市の設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上設置	国の基本指針どおり目標設定します。
障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制構築	令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保	
医療的ケア児等の支援	令和8年度末までに、各市町村において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(市町村は都道府県が関与した上での圏域での設置も可)及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	

①児童発達支援センターを中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターについては、令和3年度に市内に1カ所整備されており、既に国の基本指針で示された整備基準(令和8年度末までに市内又は圏域内に1カ所以上)を達成しています。

また、国の基本指針では、保育所等訪問支援の利用を促進して、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築が求められています。保育所等訪問支援を実施する事業所は市内に複数整備されており、今後も引き続き保育所等訪問支援の利用を促進して地域の保育や教育等の支援を受けることができるよう努めるとともに、障害児やその家族等への支援や障害への理解促進を推進します。

成果指標・活動指標	前計画 (実績見込み)	本計画(見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センター設置数(か所)	1	1	1	1
保育所等訪問支援実施箇所数(か所)	6	6	6	6

②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、国の基本指針に従い、それぞれ1か所以上確保するよう努めます。

成果指標・活動指標	前計画 (実績見込み)	本計画(見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数(か所)	0	0	0	1
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数(か所)	0	0	0	1

③医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児等の支援を目的とした、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による情報交換及び支援方法の協議については、岩国市障害者自立支援協議会療育サポート部会において行っています。

また、医療的ケア児等からの相談への対応と関係機関との連携調整等を行うコーディネーターを、基幹相談支援センターや相談支援事業所に配置するよう進めています。

今後も、本市における医療的ケア児等支援に関する課題を抽出し、その解決に向けた協議を行いながら、さらなる支援の充実を図ります。

成果指標・活動指標	前計画 (実績見込み)	本計画(見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(人/月)	5	6	7	7

④発達障害児とその家族に対する支援の充実

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害児とその家族等に対する支援体制について関係機関と協議を行い、その充実を図ります。

成果指標・活動指標	前計画 (実績見込み)	本計画(見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の支援者数(人)	1	1	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(人)	60	75	80	85
ペアレントメンターの人数(人)	9	10	11	12
ピアサポートの活動への参加人数(人)	0	0	0	20

(6)相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	岩国市の設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保	国の基本指針どおり目標設定します。
地域サービス基盤の開発・改善等	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保	

①総合的・専門的な相談支援

国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが求められています。

本市では、基幹相談支援センターについては既に設置済みで、今後もセンターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図っていきます。

成果指標・活動指標	前計画 (実績見込み)	本計画(見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(回)	42	42	42	42
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(件)	42	42	42	42
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数(回)	15	15	15	15
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数(回)	1	1	1	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数(人)	1	1	1	1

②地域サービス基盤の開発・改善等

岩国市障害者自立支援協議会における個別事例の検討等を通じて、地域の課題や不足するサービス等の把握及び改善、新たな事業の開発等に努めます。

成果指標・活動指標	前計画 (実績見込み)	本計画(見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数	3回 8事業者 (機関)	3回 8事業者 (機関)	3回 8事業者 (機関)	3回 8事業者 (機関)
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	3部会 18回	3部会 18回	3部会 18回	3部会 18回

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

	国の基本指針	岩国市の設定の考え方
障害福祉サービス等の質の向上	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	国の基本指針どおり目標設定します。

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加促進に努め、業務の質の向上を図ります。

活動指標	前計画 (実績見込み)	本計画(見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する各種研修への市職員の参加人数見込み	15人	15人	15人	15人

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ります。

活動指標	前計画 (実績見込み)	本計画(見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析活用して事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と共有回数	有 1回	有 1回	有 1回	有 1回

2 障害福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量(活動指標)を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

■身体介護

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	70	65	65	65	65	65
利用時間 (時間／月)	621	587	585	585	585	585

■家事援助

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	87	86	86	86	86	86
利用時間 (時間／月)	956	883	920	920	920	920

※サービス見込み量の単位

人／月：1か月当たりの利用人数

時間／月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日／月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

② 重度訪問介護

ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者等で常時介護を要する障害のある人に、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	1	1	1	1	1	2
利用時間 (時間／月)	12	14	15	15	15	215

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、ヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	15	15	16	16	16	16
利用時間 (時間／月)	107	103	112	112	112	112

④ 行動援護

知的障害、精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、ヘルパーが行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0
利用時間 (時間／月)	0	0	0	0	0	0

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度障害者であって、意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0
利用時間 (時間／月)	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要である障害者に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	372	368	368	368	368	368
利用日数 (人日／月)	7,141	7,158	7,139	7,139	7,139	7,139

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な障害者を対象に、一定期間、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等を行うサービスです。

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な障害者を対象に、一定期間、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行うサービスです。

■自立訓練（機能訓練）

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	1	2	2	2	2	2
利用日数 (人日／月)	8	21	21	21	21	21

■自立訓練（生活訓練）

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	38	39	48	48	48	48
利用日数 (人日／月)	870	898	1,104	1,104	1,104	1,104

③ 就労選択支援(新設)

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。令和7年を目処に開始される予定です。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)					80	100
利用日数 (人日／月)					800	1,000

④ 就労移行支援

就労を希望する障害者であって、一般企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援等を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	27	26	27	28	29	30
利用日数 (人日／月)	465	428	456	473	490	507

⑤ 就労継続支援(A型)

一般企業等に雇用されることが困難な障害者の中で、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、就労機会の提供や就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	53	52	52	53	54	55
利用日数 (人日／月)	1,025	998	1,004	1,023	1,042	1,062

⑥ 就労継続支援(B型)

年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業等への雇用に結びつかなかった人などに就労の場を提供するとともに、必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	275	294	320	330	340	350
利用日数 (人日／月)	4,624	4,747	5,280	5,445	5,610	5,775

⑦ 就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障害者について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	13	11	12	13	14	15

⑧ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の支援を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	34	36	38	38	38	38

⑨ 短期入所

居宅で障害者を介護する人が病気などの場合に、障害者支援施設やその他の施設において、障害者に対して、短期間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

■短期入所(福祉型)

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	34	28	38	38	38	38
利用日数 (人日／月)	256	223	266	266	266	266

■短期入所(医療型)

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	3	2	3	3	3	3
利用日数 (人日／月)	21	15	21	21	21	21

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障害者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報提供や助言等の援助を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0

② 共同生活援助(グループホーム)

障害のある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	159	167	169	171	173	175

③ 施設入所支援

入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	232	224	222	221	220	219

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害福祉サービスを利用する障害者に対し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	1,085	1,102	1,120	1,138	1,156	1,174

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	2	2	2

③ 地域定着支援

居宅において単身等で生活している障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	1	1	1	2	3	4

3 障害児福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等(活動指標)を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

① 児童発達支援

未就学の障害児について、障害の特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の集団療育及び個別療育を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	92	114	120	125	129	132
利用日数 (人日／月)	832	961	1,044	1,088	1,122	1,148

② 医療型児童発達支援

児童発達支援に加え、肢体不自由児に対する治療を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0
利用日数 (人日／月)	0	0	0	0	0	0

③ 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児について、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	0	0	0
利用人数 (人日／月)	0	0	0	0	0	0

④ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、当該施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	32	49	100	104	107	109
利用人数 (人日／月)	60	66	160	166	171	174

⑤ 放課後等デイサービス

学校に就学している障害児に対して、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のための訓練等を提供するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	219	246	258	271	285	299
利用人数 (人日／月)	2,397	2,495	2,709	2,846	2,993	3,140

⑥ 障害児相談支援

障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児通所支援を利用する障害児に対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	311	359	377	396	416	437

⑦ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

関係機関等が連携を図るための協議の場に参画し、地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを養成・配置します。

本市では、基幹相談支援センター及び相談支援事業所(6事業所)のすべてに1名ずつ配置することを目標とします。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	5	6	5	6	7	7

4 地域生活支援事業の見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等(活動指標)を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等への理解を深めるべく、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るための事業です。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施の有無	無	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障害者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施の有無	無	有	有	有	有	有

③ 障害者相談支援事業

障害者やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施箇所数	(か所)	6	6	6	6	6	6
利用者実人数	(人)	1,446	1,470	1,495	1,520	1,546	1,572

④ 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施の有無		有	有	有	有	有	有

⑤ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を助成します。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用実人数	(人/年)	2	2	3	5	6	7

⑥ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業です。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施の有無	無	無	無	無	無	無

⑦ 意思疎通支援事業

点訳や音訳のほか、聴覚・言語機能、視覚に障害のある人に対して手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業等を通じて、障害者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者・要約筆記派遣事業利用者数(延べ人数)	(人)	23	35	36	40	40	40
手話通訳者設置者数	(人)	2	2	2	2	2	3

⑧ 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障がある障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	11	7	8	8	8	8
自立生活支援用具	(件/年)	4	14	10	10	10	10
在宅療養等支援用具	(件/年)	7	12	18	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	22	14	16	16	16	16
排泄管理支援用具	(件/年)	988	1,036	1,000	1,000	1,000	1,000
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	(件/年)	1	1	4	2	2	2

⑨ 手話奉仕員養成事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を行う事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(延べ人数)	(人)	9	13	17	17	18	19

⑩ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用実人数	(人/年)	17	16	14	14	14	14
利用延時間数	(時間/年)	650	599	529	529	529	529

⑪ 地域活動支援センター機能強化事業

創作活動又は生産活動の機会の提供、地域との交流の促進等の支援を行う地域活動支援センターの機能を強化する事業です。

地域活動支援センターⅠ型は、相談支援事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施します(1日あたりの実利用人員が概ね20名以上)。

地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します(1日あたりの実利用人員が概ね15名以上)。

地域活動支援センターⅢ型は、地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業を実施します(1日あたりの実利用人員が概ね10名以上)。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
I 型実施箇所数	(か所)	1	1	1	1	1	1
II 型実施箇所数	(か所)	0	0	0	0	0	0
II 型実施箇所数	(か所)	3	2	2	2	2	2
合計箇所数	(か所)	4	3	3	3	3	3
支援対象者数	(人)	418	438	459	459	459	459

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として行うサービスです。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用実人数	(人/年)	172	167	140	140	140	140
利用延日数	(日/年)	5,686	4,743	4,312	4,312	4,312	4,312

② 訪問入浴サービス事業

重度の身体障害者等の入浴のため、居宅において入浴サービスを提供します。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用実人数	(人/年)	4	4	4	5	5	5
利用延日数	(回/年)	338	275	213	344	344	344

5 市独自事業の見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等(活動指標)を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

① 障害者ネットワーク推進事業

インターネット上でホームページ「ふれあいeタウンいわくに」を掲載し、障害福祉サービス、地域の社会資源、地域活動など障害者に関わる情報を発信しています。

「ふれあいeタウンいわくに」(URL <http://www.e-town-iwakuni.net/>)

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ホームページ アクセス数	45,639	104,705	106,000	107,000	108,000	109,000

② 障害児等総合療育相談訓練事業

岩国市療育センターにおいて、療育に関する相談窓口を開設し、訓練が必要な方に個別に親と子の療育訓練、集団訓練を行っています。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	883	862	826	850	850	850
相談回数 (回/年)	2,937	2,760	2,907	2,900	2,900	2,900
訓練回数 (回/年)	3,627	3,865	4,338	4,500	4,500	4,500

③ 在宅障害児療育支援事業(あいあいサークル)

心身に障害がある、あるいは、心身に障害があると疑われる未就学の幼児及びその保護者を対象に、親子通園方式により音楽療法士や看護師、保育士等が個別相談や指導を行い、障害や不安感の軽減を図っています。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用組数 (組)	511	545	612	600	600	600

④ ことば・きこえの教室(幼児部)

ことばに障害のある子どもに対し、心身の望ましい成長と発達を目指し、自信を持って話すことができるよう通級指導により親子支援を行っています。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人)	73	71	80	80	80	80

第 6 章

計画の推進体制

1 関係機関等との連携

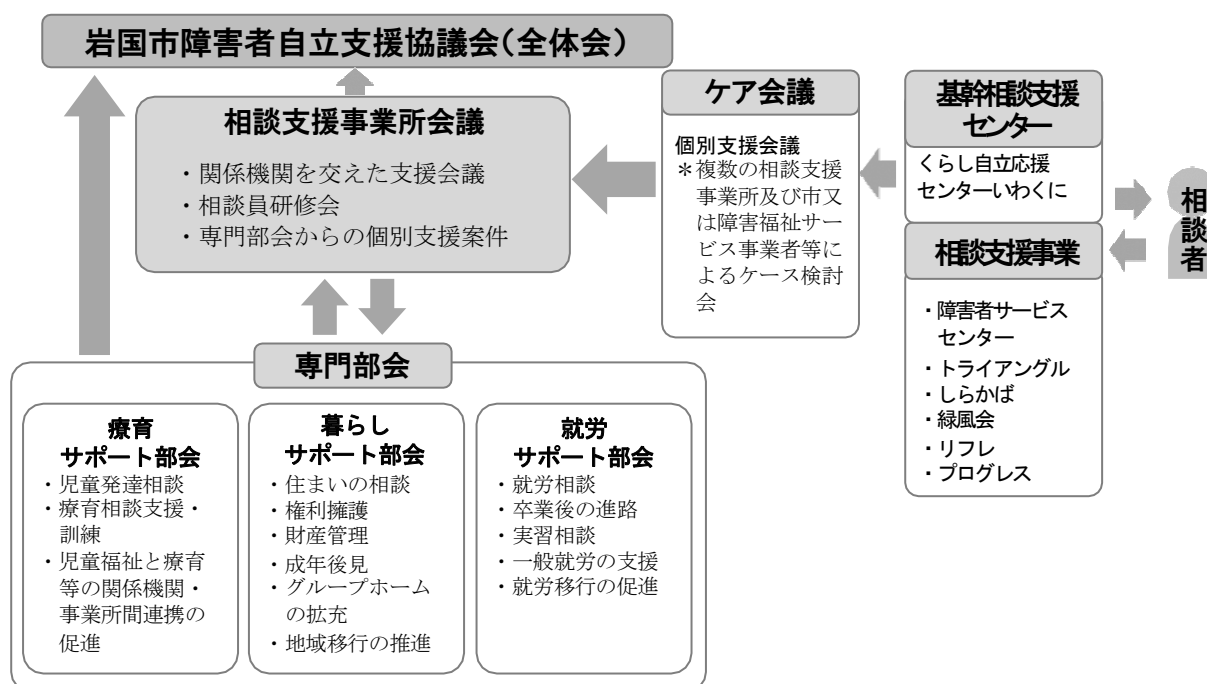
障害者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労など多岐にわたっているため、障害者支援課が中心となり、これら庁内関係部署との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障害者や難病患者、障害者団体や社会福祉協議会、医療機関、福祉施設、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障害者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

以上のような社会資源間のネットワークの核として「岩国市障害者自立支援協議会」を位置づけ、地域の関係機関の連携を強化します。

■岩国市障害者自立支援協議会の組織と機能



岩国市障害者自立支援協議会 6つの機能	
情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・ 構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取り組みの展開
評価機能	・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・ サービス等利用計画作成対象者、重度包括支援事業等の評価 ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

2 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、障害者支援課が事務局となり、PDCAサイクルの考え方に基づき、毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、障害福祉サービス等が適切に提供されるよう、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

■計画の進行管理とPDCAサイクル

